

# 第3次 結城市障害者プラン

結城市障害者計画 (第3期) <令和3年度 ▶ 令和8年度>  
結城市障害福祉計画 (第6期) <令和3年度 ▶ 令和5年度>  
結城市障害児福祉計画 (第2期) <令和3年度 ▶ 令和5年度>

(素案)

令和2年12月

結城市

# 目 次

## 第 I 部 総論

第 1 章 計画の策定にあたって（計画の概要）	3
1 計画策定の趣旨と背景	3
2 計画の性格と位置づけ	8
3 計画の期間	9
4 計画の対象	9
5 計画策定の体制	10
第 2 章 障害のある人を取り巻く現状等	11
1 各種統計等の状況	11
2 アンケート調査結果からみた現状等	17
第 3 章 計画の基本的な考え方	31
1 計画の「めざす姿」と基本理念	31
2 計画の基本施策	32
3 計画の展開（施策の体系）	34
第 4 章 計画の推進と進行管理	35
1 計画推進の体制	35
2 計画の進行管理	35

## 第 II 部 障害者計画（障害者施策の推進）

第 1 章 生活支援の充実	39
1 相談支援体制の構築	40
2 各種サービス等の充実	41
3 障害児支援の推進	43
4 サービスの質の向上等	44
5 福祉用具の普及	45
第 2 章 情報アクセシビリティの向上	46
1 情報提供の充実等	47
2 通信における情報アクセシビリティの向上	47
3 意思疎通支援の充実	47
4 行政情報のバリアフリー化等の推進	47
第 3 章 保健・医療の充実	49
1 保健・医療の充実	50
2 障害の原因となる疾病等の予防・治療及び発達支援	50
3 精神保健・福祉の充実	51

第4章	社会参加の支援・促進	52
1	インクルーシブ教育システムの確立	53
2	教育環境の整備	53
3	各種活動の振興	54
第5章	雇用・就業，経済的自立の支援	55
1	障害者雇用の促進	56
2	総合的な就労支援	56
3	障害特性に応じた就労支援と多様な就業機会の確保	57
4	福祉的就労の充実等	57
5	経済的自立の支援	58
第6章	生活環境の充実	60
1	住宅の確保	60
2	公共交通機関の充実	61
3	公共的施設のバリアフリー化等の推進	61
第7章	安全・安心の確保	63
1	防災対策の推進	64
2	防犯対策の推進	64
3	消費者トラブルの防止と被害からの救済	65
第8章	差別の解消と権利擁護の推進	66
1	障害を理由とする差別の解消	67
2	権利擁護の推進	68
3	権利行使への支援	69
第9章	重点施策	71
第Ⅲ部	障害福祉計画・障害児福祉計画（障害福祉サービスの推進）	
第1章	成果目標（数値目標）	75
1	施設入所者の地域生活への移行	75
2	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	75
3	地域生活支援拠点等の整備	76
4	福祉施設から一般就労への移行	76
5	障害児支援の提供体制の整備等	77
6	相談支援体制の充実・強化等	77
7	障害福祉サービス等の質を向上させるための 取り組みに関する体制の構築	77
第2章	障害福祉サービスの見込量と確保策	78
1	障害福祉サービスの体系	78
2	「自立支援給付」のサービス量の見込みと確保	79
3	相談支援のサービス量の見込みと確保	89
4	障害のある子どもへの支援	91
5	地域生活支援事業	94

6 地域生活支援促進事業	103
--------------	-----

# 第I部 総論





# 第1章 計画策定にあたって（計画の概要）

## 1 計画策定の趣旨と背景

### ◇『結城市障害者プラン』の策定まで

本市では、1998(平成10)年11月に『結城市障害者福祉計画』を策定し、「住み慣れた地域で安心して生涯をすごせる地域社会」の実現に向けた取組みを進めてきました。

この間、国は、障害のある人の福祉サービスについて、2003(平成15)年4月に従来の「措置制度」から障害のある人の自己決定と選択を重視した契約の制度に転換することを目的とした「支援費制度」を導入しました。しかし、いくつかの問題点が指摘されたため、制度上の問題を解決し、障害のある人が地域で安心して暮らせる「ノーマライゼーション社会」の実現を目指して「障害者自立支援法」が制定され、2006(平成18)年4月から段階的に施行されました。

同法の施行により、市町村に、指定障害福祉サービス・相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保等を定めた「市町村障害福祉計画」の策定が義務付けられ、本市では2007(平成19)年3月に、障害のある人のための施策に関する基本的な計画となる「結城市障害者計画（平成19年度～26年度）」と「結城市障害福祉計画（平成19年度～20年度）」の2つの計画を一体とした『結城市障害者プラン』を策定し、「だれもが 自分らしく いきいきと暮らす 結城」の実現に向けた取組みを進めてきました。このうち「結城市障害福祉計画」については、国の指針に基づき2009(平成21)年3月に「第2期」（平成21年度～23年度）、2012(平成24)年3月に「第3期」（平成24年度～26年度）を策定して、障害福祉サービスの充実を図ってきました。

### ◇『第2次結城市障害者プラン』の策定まで

この間、国は、障害のある人の権利と尊厳を保護・促進する観点から、2007(平成19)年に「障害者の権利に関する条約」（以下「障害者権利条約」といいます。）に署名し、以降、同条約締結に向けた国内法の整備を進めました。

2011(平成23)年には「障害者基本法」が改正され、「日常生活または社会生活において受ける制限は、社会の在り方との関係によって生じる」という考え方に基づく障害者の概念や、障害者権利条約にいう「合理的配慮」の概念が盛り込まれました。

また、2012(平成 24)年には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(以下「障害者総合支援法」といいます。)が制定されました。

さらに、2013(平成 25)年に、改正障害者基本法第 4 条の「差別の禁止」の基本原則を具現化し障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下「障害者差別解消法」といいます。)が制定されました。

また、この間、「障害者虐待の防止・障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下「障害者虐待防止法」といいます。)、  
「国等による障害者就労施設からの物品等の調達等の推進等に関する法律」(以下「障害者優先調達法」といいます。)、  
「成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律」等が議員立法によって制定されました。

これらの法・制度整備等を行い、わが国は、2014(平成 26)年 1 月 20 日に「障害者権利条約」を批准し、同条約の締約国となりました。

本市においても、こうした国の動きや本市の障害者施策の実施状況を踏まえ、「結城市障害者計画(第 2 期)」と「結城市障害福祉計画(第 4 期)」を一体のものとして、2015(平成 27)年 3 月に『第 2 次結城市障害者プラン』として策定しました。このうち「結城市障害福祉計画」については、2018(平成 30)年 3 月に「第 5 期計画」(2018[平成 30]年度～2020[令和 2]年度)を、新たに国から策定が義務付けられた「障害児福祉計画(第 1 期)」と合わせて策定しています。

### ◇『第 3 次結城市障害者プラン』の策定

『第 2 次結城市障害者プラン』計画期間中の 2016(平成 28)年 7 月、国に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置され、「地域共生社会の実現」が今後の福祉改革を貫く基本コンセプトとして位置づけられました。

また、2020(令和 2)年 5 月、国の「基本指針」の一部改正に関する通知が、厚生労働省社会・援護局より発出されています。

本市においても、こうした国の動きや本市の障害者施策の実施状況を踏まえて、「結城市障害者計画(第 3 期)」と「結城市障害福祉計画(第 6 期)」、さらには「結城市障害児福祉計画(第 2 期)」の性格を併せ持つ『第 3 次結城市障害者プラン』として、一体的に策定するものです。

## □ 1 障害者福祉制度の変遷（近年の国の動き）

年月	事項	主な内容
平成 21 年 12 月	「障がい者制度改革推進本部」設置	●障害者権利条約の締結に必要な国内法の整備をはじめとする障害者制度の集中的な改革を行う。
平成 22 年 12 月	「障害者自立支援法」の一部改正（公布・施行）	●発達障害が障害者自立支援法の対象になることを明確化
平成 23 年 8 月	「改正障害者基本法」施行	●障がい者制度改革推進本部が改正案を決定 ●目的を「共生社会の実現」とした。
10 月	「障害者自立支援法」の一部改正（施行）	地域における自立した生活のための支援の充実 ●グループホーム・ケアホーム利用の際の助成の創設 ●重度の視覚障害者の移動を支援するサービス（「同行援護」）の創設
平成 24 年 4 月	「障害者自立支援法」の一部改正（施行）	●利用者負担について「応益負担」から「応能負担」を原則に ●相談支援の充実（「基幹相談支援センター」の設置、「自立支援協議会」を法律上位置づけ等） ●障害児支援の強化（通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へ移行、「放課後等デイサービス・保育所等訪問支援」の創設等）
10 月	「障害者虐待防止法」施行	●障害者に対する虐待の禁止 ●障害者虐待の予防及び早期発見、その他障害者虐待防止等に関する国等の責務を規定 ●障害者虐待を受けた障害者に対する保護と自立支援のための措置 ●養護者に対する支援のための措置
平成 25 年 4 月	「障害者総合支援法」一部施行	●障害者の範囲に「難病」を追加 ●「地域生活支援事業」の追加（障害者等に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者を養成する事業等） ●サービス基盤の計画的整備（「基本指針」・障害福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法定化等）
6 月	「障害者差別解消法」制定 (平成 28 年 4 月 1 日施行)	●障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止 ●社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止 ●国による啓発・知識の普及を図るための取組み
6 月	「障害者雇用促進法」の一部改正	●雇用の分野における障害のある人に対する差別を禁止するための措置 ●精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加えること等を主な内容とする。
平成 26 年 1 月	「障害者権利条約」の批准	●障害のある人の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害のある人の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害のある人の権利の実現のための措置等について定める。
4 月	「障害者総合支援法」全面施行	●「障害支援区分」の創設 ●「重度訪問介護」の対象拡大 ●「共同生活介護（ケアホーム）」の「共同生活援助（グループホーム）」への一元化 ●「地域移行支援」の対象拡大
平成 30 年 6 月	「障害者文化芸術活動推進法」成立・施行	●障害のある人による文化芸術活動の推進に関する施策を総合かつ計画的に推進し、もって文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮と社会参加の促進を図ることが目的

## □2 今回「基本指針」等に基づく制度改正のまとめ

### ◎「基本指針」の改正について

#### <「基本指針」とは…>

- 正式には「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」。いわゆる“大臣告示”である。
- 障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもので、都道府県・市町村は、この「基本指針」に即して3か年の「障害福祉計画」と「障害児福祉計画」の策定を行う。

#### <指針の主な改正内容>

##### (1)基本的理念に関する事項の見直し

- ・地域生活を希望する人が地域での暮らしを継続できる体制の確保の旨を記載（「日中サービス支援型指定共同生活援助」による常時支援など）。
- ・「地域共生社会」の実現に向けて、包括的な支援体制の構築に取り組む旨を記載。
- ・障害福祉サービス等を担う人材の確保のための取り組みが重要である旨を記載。
- ・障害者の文化芸術活動の推進や視覚障害者等の読書環境の計画的な整備の推進を図る旨を記載。

##### (2)サービス提供体制の確保についての基本的考え方に関する事項の見直し

- ・強度行動障害、高次脳機能障害のある人への支援体制の充実、アルコール・薬物、ギャンブルなどの依存症対策の推進の旨を記載。

##### (3)相談支援提供体制の確保についての基本的考え方に関する事項の見直し

- ・発達障害者等についての「ペアレントプログラム」や「ペアレントトレーニング」等の支援体制の確保、発達障害の診断等を専門的に行える医療機関等の確保が重要である旨などを記載。

##### (4)障害児支援提供体制の確保についての基本的考え方に関する事項の見直し

- ・「児童発達支援センター」の地域支援機能の強化による地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進が重要である旨を記載。
- ・障害児入所施設についてケア単位の小規模化の推進と「地域に開かれたもの」にすることが必要である旨などを記載。
- ・「障害児通所支援」の実施にあたり学校の余裕教室の活用といった実施形態を検討することや、児童発達支援センター、特別支援学校等を活用した難聴児支援のための中核的機能を持つ体制を確保すること等が必要である旨を記載。
- ・重症心身障害児や「医療的ケア児」の支援にあたって管内の支援体制の現状を把握すること、それら障害・疾病児の「短期入所」の実施体制の確保について家庭環境を踏まえた支援、家族のニーズの把握、ニーズの多様化を踏まえ協議会等を活用した役割等の検討が必要であることや医療的ケア児支援のコーディネーターに求め

られる具体的な役割を記載。

### ◎見直しの主な視点

- 地域における生活の維持・継続の推進
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 相談支援体制の充実・強化等
- 障害福祉人材の確保
- 福祉施設から一般就労への移行等
- 発達障害者等支援の一層の充実
- 障害者の社会参加を支える取り組み
- 「地域共生社会」の実現に向けた取り組み
- 障害児通所支援等の地域支援体制の整備
- 障害福祉サービス等の「質」の向上

## (5) 「数値目標(成果目標)」の変更

- ・「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保」に関する成果（数値）目標の具体的内容については、今回も変更がある。
- ・今回数値目標の設定項目
  - ①福祉施設入所者の地域生活への移行
  - ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
  - ③地域生活支援拠点等が有する機能の充実
  - ④福祉施設から一般就労への移行等
  - ⑤障害児支援の提供体制の整備等
  - ⑥相談支援体制の充実・強化等 新規
  - ⑦障害福祉サービス等の「質」の向上 新規

## ◎「基本指針」改正以外に基づく新制度など

### ○「障害者文化芸術活動推進法」の公布・施行（2018（平成30）年6月）

- ・正式名称：障害者による文化芸術活動の推進に関する法律
- ・障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的とする。

### ○「視覚障害者読書バリアフリー法」の公布・施行（2019（令和元）年6月）

- ・正式名称：視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律
- ・視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

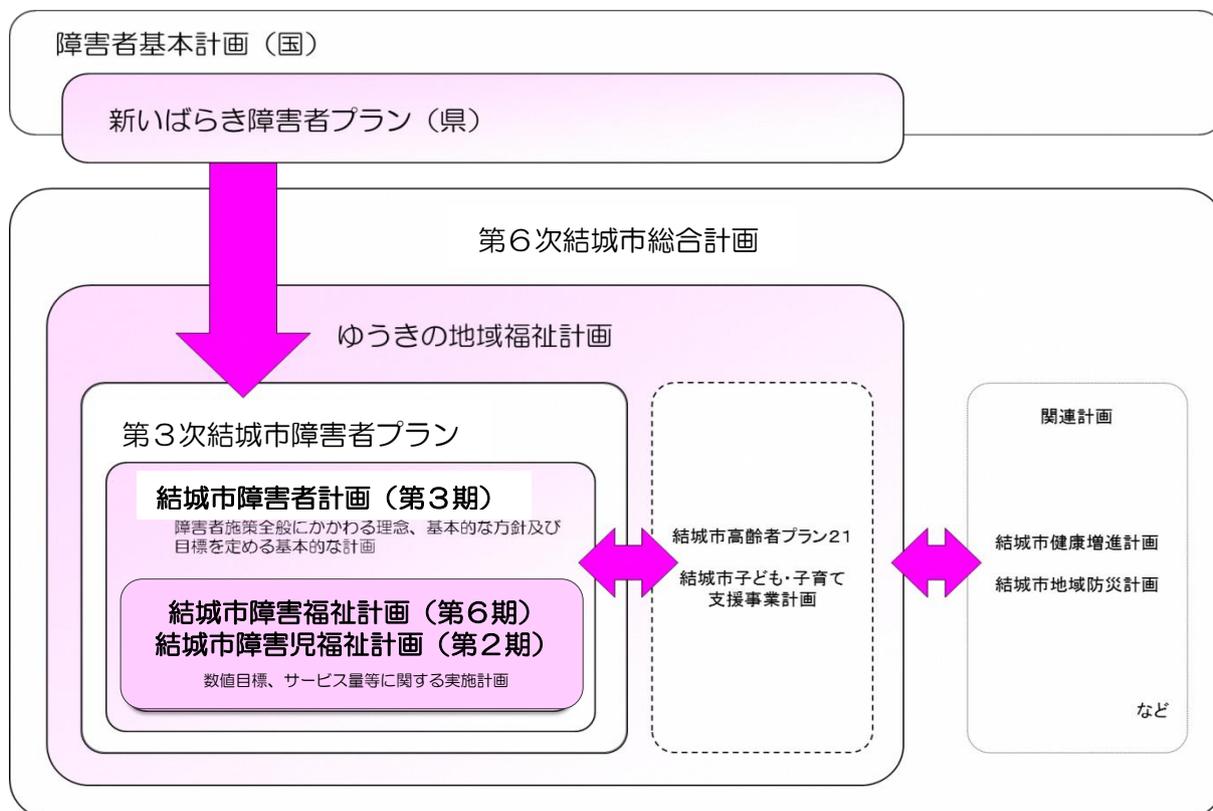
### ○「改正障害者雇用促進法」の可決・成立

（2019（令和元）年6月、施行：2020（令和2）年4月～）

- ・厚生労働大臣が「障害者活躍推進計画作成指針」を定めるものとされる→2019（令和元）年12月17日、国が当該指針を告示→国及び地方公共団体の任命権者は、2020（令和2）年4月1日までに「障害者活躍推進計画」を作成しなければならないとされた。

## 2 計画の性格と位置づけ

- 本計画は、「障害者基本法」第11条第3項に規定する「市町村障害者計画」、「障害者総合支援法」第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」、及び「児童福祉法」第33条の20に定める「市町村障害児福祉計画」の3つの計画を一体的な計画として策定するものです。
- 「市町村障害者計画」として位置づけられる「結城市障害者計画（第3期）」は、障害のある人のための施策に関する基本的な計画で、施策を推進するための基本理念を定め、今後の施策の推進を図る指針となるものです。
- 一方、「市町村障害福祉計画」として位置づけられる「結城市障害福祉計画（第6期）」及び「市町村障害児福祉計画」として位置づけられる「結城市障害児福祉計画（第2期）」は、障害福祉サービスや障害児通所支援事業等の提供体制を確保するための方策等を示す実施計画となります。
- なお、本計画は、国の『障害者基本計画』や「基本指針」を踏まえるとともに、市政における最上位計画である『第6次結城市総合計画』をはじめ、「ゆうきの地域福祉計画」や「結城市子ども・子育て支援事業計画」等、他の関連する計画と整合を図っています。



### 3 計画の期間

- 「結城市障害者計画（第3期）」は、2021(令和3)年度から2026(令和8)年度までの6年間を計画期間として策定します。
- 「結城市障害福祉計画（第6期）」と「結城市障害児福祉計画（第2期）」は、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間として策定します。

計画の期間

計画名	年度	H27	28	29	30	R元	2	3	4	5	6	7	8
結城市障害者プラン		第2次					第3次						
結城市障害者計画		第2期					第3期 (令和3～8年度)						
結城市障害福祉計画		第4期		第5期			第6期 (令和3～5年度)		第7期				
結城市障害児福祉計画					第1期		第2期 (令和3～5年度)		第3期				

### 4 計画の対象

- 本計画の対象者は、障害者基本法の定義に従い、「身体障害、知的障害、精神障害、発達障害や難病（指定難病）等のために継続的に日常生活や社会生活に相当な制限を受ける人」とします。
- 障害のある人を社会全体で支え合うという主旨から、すべての市民、関係機関を計画の対象に含めるものとします。

## 5 計画策定の体制

### ◆ アンケート調査の実施

障害のある人の生活状況やニーズを把握するため、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している人及び障害のない市民、就労の関係から企業へアンケート調査を実施しました。

### ◆ 各種会議での審議

計画策定にあたっては、学識経験者、保健・医療関係者、教育関係者、障害者団体関係者、障害福祉サービス提供事業者、当事者等で構成する「結城市地域自立支援協議会」と庁内関係各課による「第3次結城市障害者プラン策定ワーキングチーム会議」において、アンケート調査結果や計画内容などを検討しました。

### ◆ これまでの計画の評価・検証

結城市障害者プランの各施策・事業に関わる事項については、庁内関係各課による「第3次結城市障害者プラン策定ワーキングチーム会議」において、施策の現状や進捗状況について評価・検証を行いました。

### ◆ パブリックコメントの実施

計画策定にあたっては、市ホームページなどにおいて計画案を公表し、市民の考えや意見を聴く「パブリックコメント」を実施しました。



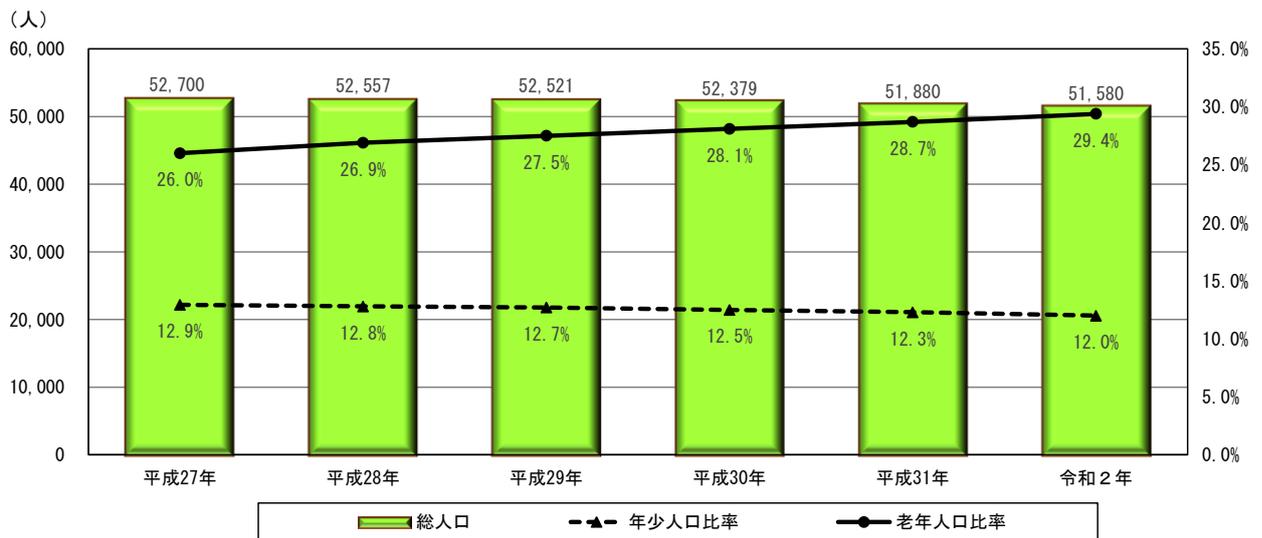
## 第2章 障害のある人を取り巻く現状等

### 1 各種統計等の状況

#### (1) 人口の推移

本市の人口は、毎年微減が続いており、令和2年では51,580人となっています。年少人口も年々微減が続き、令和2年には12%と1割強になっています。

一方、老年人口（高齢者人口）比率は年々上昇を続けており、2020(令和2)年には29.4%に達しており、ほぼ3割の人が高齢者となっています。



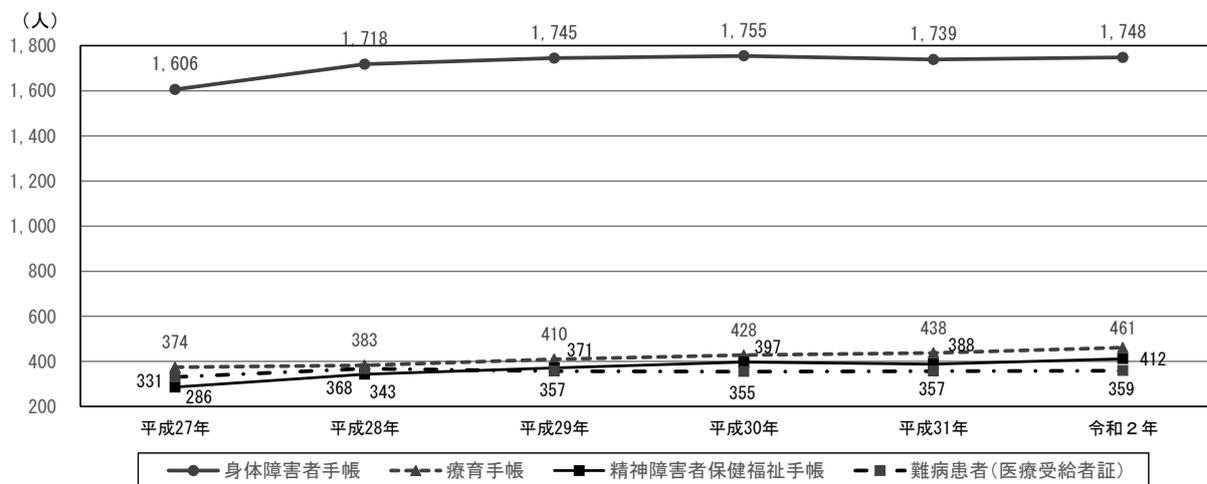
※各年4月1日現在

## (2) 障害のある人の状況（手帳所持者等）

### ①全体状況

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持している人の合計は2020(令和2)年4月1日現在で2,621人となり、近年はほぼ年々増加が続いています。

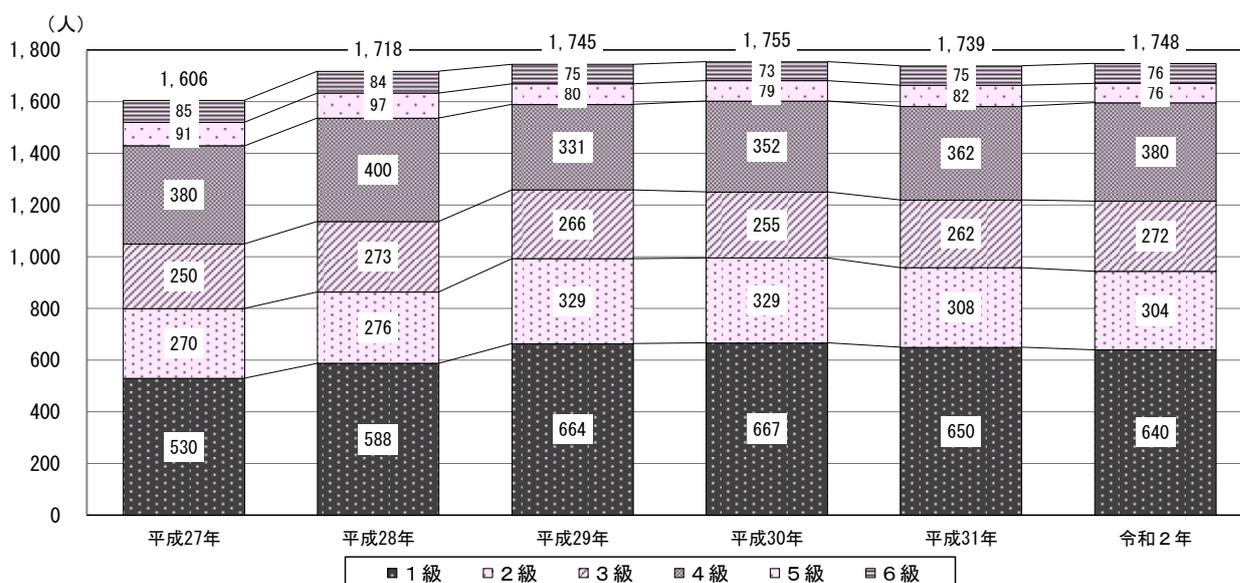
特に、精神手帳を所持している人の数は、2015(平成27)年の286人から2020(令和2)年の412人へと、1.44倍になり大きく増加しています。



※各年4月1日現在

### ②身体障害のある人の状況

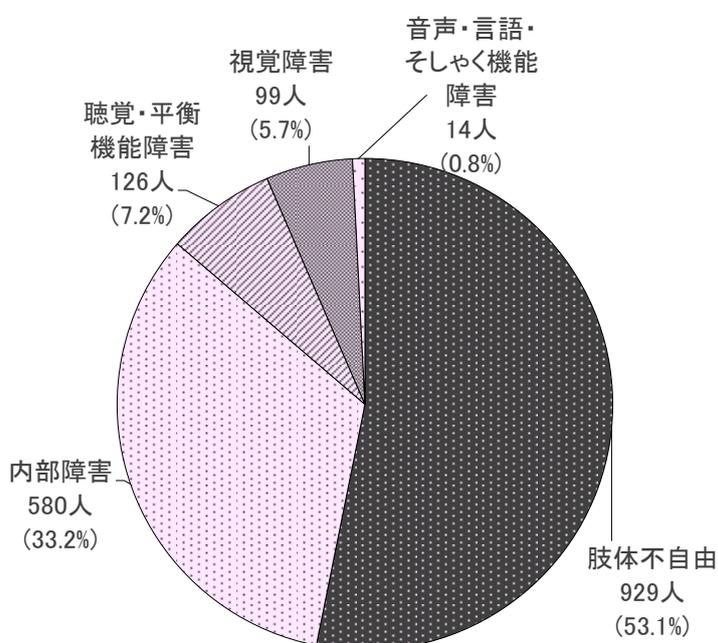
身体障害者手帳所持者数の推移については、全体的に横ばいの傾向で、例年1,700人台となっています。等級別にみると、2020(令和2)年で「1級」が最も多く640人、次いで「4級」が多く380人となっています。



※各年4月1日現在

身体障害手帳所持者を障害種別で見ると、2020(令和2)年度当初現在で「肢体不自由」が最も多く 929 人 (53.1%)、次いで「内部障害」が 580 人 (33.2%) が多く、「聴覚・平衡機能障害」126 人 (7.2%) が続いています。

年齢区分別で見ると、全体的に 18 歳以上の方が大部分を占めています。



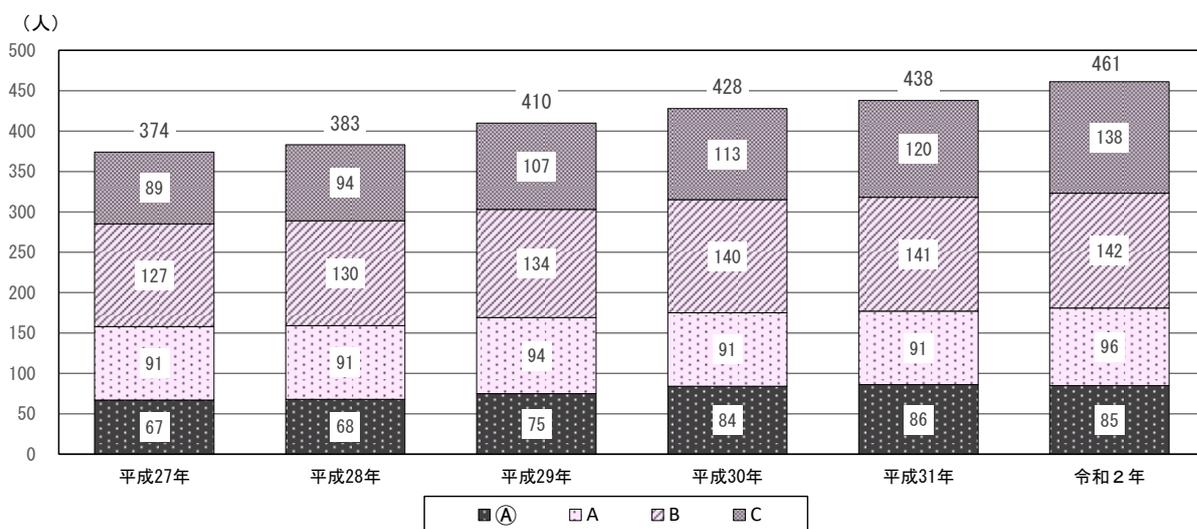
※令和2年4月1日現在

単位: 人

		合計
視覚障害		99
	18歳未満	2
	18歳以上	97
聴覚・平衡機能障害		126
	18歳未満	3
	18歳以上	123
音声・言語・そしゃく機能障害		14
	18歳未満	0
	18歳以上	14
肢体不自由		929
	18歳未満	27
	18歳以上	902
内部障害		580
	18歳未満	6
	18歳以上	574
合計		1,748
	18歳未満	38
	18歳以上	1,710

### ③知的障害のある人の状況

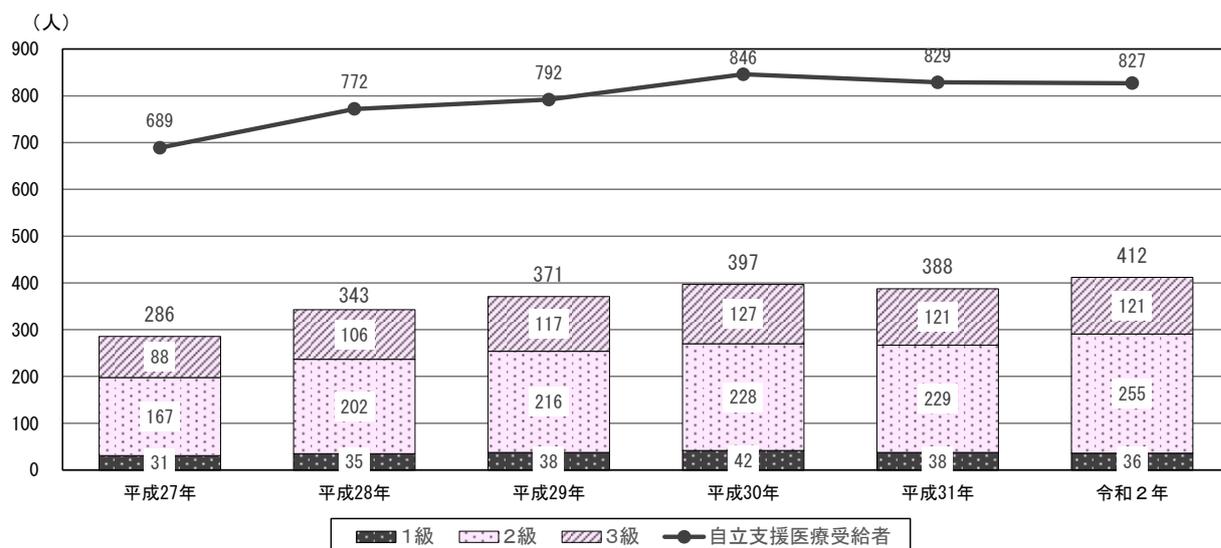
療育手帳所持者数の推移をみると、2015(平成27)年の374人から令和2年には461人と約1.23倍の人数へと増加しており、特に「C」判定(軽度)の方が大きく増加しています。



※各年4月1日現在

#### ④精神障害のある人の状況

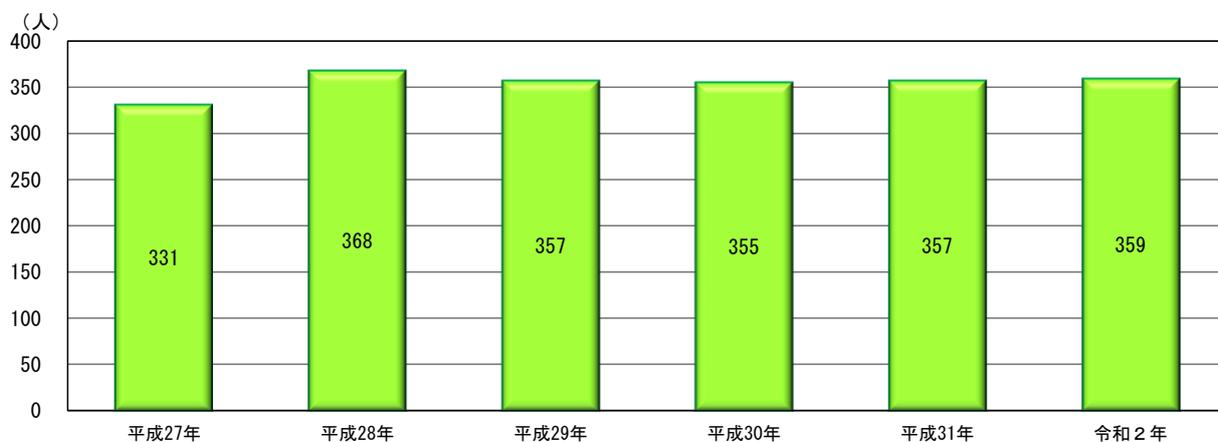
精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、近年はほぼすべての等級で年々増加しており、全体として2015(平成27)年の286人から2020(令和2)年の412人と約1.44倍へと増加しています。また、「自立支援医療(精神通院医療)」受給者も増加傾向にあり、2015(平成27)年の689人から2020(令和2)年の827人へと、約1.2倍に増加しています。



※各年4月1日現在

#### ⑤難病患者(医療受給者証所持者)の状況

難病の人のうち「医療受給者証」を所持している人の数は、2015(平成27)年の331人から2020(令和2)年の359人へと、約1.1倍に増加しています。



※各年4月1日現在

### (3) 障害のある児童生徒の教育に関する状況

本市からは、2校の特別支援学校へ児童生徒が通っています。

また、本市の特別支援学級については、近年は学級数・児童生徒数とも年々増加の傾向となっています。

#### ① 特別支援学校に通学している本市の児童生徒の状況

単位：人

学校	年度	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年
結城 特別支援学校		70	67	72	70	70	71
	小学部	26	20	21	18	20	23
	中学部	22	20	18	19	16	22
	高等部	22	27	33	33	34	26
下妻 特別支援学校		5	4	4	5	5	6
	小学部	2	2	3	4	4	4
	中学部	1	1	0	0	0	2
	高等部	2	1	1	1	1	0
合 計		75	71	76	75	75	77
	小学部	28	22	24	22	24	27
	中学部	23	21	18	19	16	24
	高等部	24	28	34	34	35	26

※各年5月1日現在

#### ② 本市の特別支援学級における児童生徒の状況

単位：数、人

障害別	年度	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	
小学校	学級数	25	27	34	41	45	43	
	児童数	118	126	172	216	229	225	
	言語障害	学級数	5	5	5	5	6	6
		児童数	17	19	19	20	21	20
	情緒障害	学級数	15	15	20	26	30	28
		児童数	74	74	110	139	157	157
	知的障害	学級数	5	7	9	10	9	9
		児童数	27	33	43	57	51	48
	中学校	学級数	13	15	12	13	17	19
		生徒数	64	69	60	73	83	94
言語障害		学級数	2	2	1	1	2	2
		生徒数	3	2	1	3	4	5
情緒障害		学級数	7	8	7	8	9	11
		生徒数	41	43	39	47	52	63
知的障害		学級数	4	5	4	4	6	6
		生徒数	20	24	20	23	27	26
合 計		学級数	38	42	46	54	62	62
		児童・生徒数	182	195	232	289	312	319
	言語障害	学級数	7	7	6	6	8	8
		児童・生徒数	20	21	20	23	25	25
	情緒障害	学級数	22	23	27	34	39	39
		児童・生徒数	115	117	149	186	209	220
	知的障害	学級数	9	12	13	14	15	15
		児童・生徒数	47	57	63	80	78	74

※各年5月1日現在



### ③ 本市の特別支援学級の設置状況

本市立の各小中学校において、1学級以上の特別支援学級を設置しています。

学校名	知的障害に対応	情緒障害に対応	言語障害に対応
結城市立結城小学校	○	○	○
結城市立城南小学校	○	○	○
結城市立結城西小学校	○	○	○
結城市立城西小学校	○	○	
結城市立絹川小学校	○	○	○
結城市立江川北小学校	○	○	○
結城市立江川南小学校		○	
結城市立山川小学校	○	○	
結城市立上山川小学校		○	○
結城市立結城中学校	○	○	
結城市立結城東中学校	○	○	○
結城市立結城南中学校	○	○	○

※令和2年5月1日現在

## 2 アンケート調査結果からみた現状等

### (1) 調査の実施

#### ①調査の目的

『第3次結城市障害者プラン』の策定にあたって、本市の障害のある人の生活状況や福祉サービスの利用状況・利用意向、意見等を把握し、計画策定のための基礎資料とすることを目的に実施しました。

#### ②調査設計・回収結果

調査は、障害のある市民（難病患者を含む）、障害のない市民、市内事業所を対象に実施しました。

区分	障害のある市民調査	障害のない市民調査	市内事業所調査
対象者	身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神保健福祉手帳所持者	障害のない市民	市内に立地している事業所
対象者数	2,084人	1,003人	168事業所
抽出方法	各手帳所持者（全数）	無作為抽出	
調査方法	郵送による配付、回収（調査票による本人記入方式[*本人が記入できない場合は家族等による。]）		
調査期間	令和2年5月下旬～6月19日		
回収結果			
・有効回収数	1,039	402	61
・有効回収率	49.9%	40.1%	36.3%

## (2) 調査結果の概要

※各表やグラフの回答割合(百分率)は、小数第2位以下の端数処理をしている関係で、  
 択一(単一)回答の設問でも合計が100%にならない場合があります。

### <障害のある市民調査>

#### ①主な介助者

単位：%(「合計」欄を除く)

	合計	父母・祖 父母・兄 弟	配偶者 (夫また は妻)	子ども	ホームヘ ルパーや 施設の職 員	その他の 人(ボラ ンティア 等)	無回答
全体	510	34.1	31.2	20.2	20.4	4.3	9.8
身体障害	331	16.0	42.9	28.1	23.0	4.5	9.7
知的障害	144	81.9	4.9	0.0	13.2	2.8	10.4
精神障害	90	47.8	26.7	4.4	18.9	4.4	12.2

全体では、「父母・祖父母・兄弟」という回答が最も多く、次いで「配偶者(夫または妻)」が多くなっています。身体障害者では「配偶者」が最も多く、次いで「子ども」と「ホームヘルパーや施設の職員」が多くなっています。知的障害者では「父母・祖父母・兄弟」が最も多く、次いで「ホームヘルパーや施設の職員」が多くなっています。精神障害者では「父母・祖父母・兄弟」が最も多く、「配偶者」、「ホームヘルパーや施設の職員」が続いています。

## ②発達障害として診断された経験の有無

単位：％（「合計」欄を除く）

	合計	ある	ない	無回答
全体	1,039	12.4	82.0	5.6
身体障害	754	3.4	91.5	5.0
知的障害	174	58.0	37.9	4.0
精神障害	178	16.9	75.8	7.3

全体では「ない」という回答が多く、「ある」は1割強となっています。  
知的障害者では、「ある」という回答が多く、約6割を占めています。  
身体、精神障害者では、「ない」が多い回答となっています。

## ③高次脳機能障害として診断された経験の有無

単位：％（「合計」欄を除く）

	合計	ある	ない	無回答
全体	1,039	6.3	88.4	5.4
身体障害	754	6.1	89.5	4.4
知的障害	174	8.0	86.2	5.7
精神障害	178	11.8	83.1	5.1

全体では「ない」という回答が多く、「ある」は6%強となっています。  
障害別でみると、精神障害者で「ある」が1割を超え、比較的多くなっています。

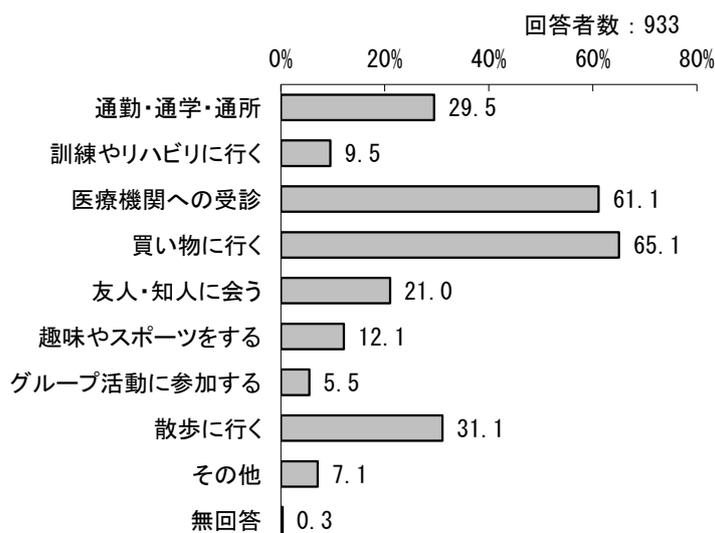
#### ④現在受けている医療ケア

単位：％（「合計」欄を除く）

	合計	気管切開	人工呼吸器（レスピレーター）	吸入	吸引	胃ろう・腸ろう	鼻腔経管栄養	中心静脈栄養（I.V.H）	透析	カテーテル留置	ストマ（人工肛門・人口膀胱）	服薬管理	その他	何も受けていない	無回答
全体	1,039	0.7	0.9	1.4	0.9	1.1	0.3	0.2	9.3	2.5	5.6	27.1	10.4	39.5	9.0
身体障害	754	0.9	1.2	1.5	1.2	1.5	0.4	0.3	12.7	3.3	7.4	25.7	11.8	33.8	9.4
知的障害	174	0.0	1.7	2.3	1.1	1.1	0.0	0.0	1.1	0.6	1.1	31.0	6.3	56.9	4.0
精神障害	178	0.6	1.1	0.0	0.0	0.6	0.0	1.1	2.2	0.6	1.1	33.7	10.1	43.8	10.1

全体やいずれの障害においても「何も受けていない」、「服薬管理」との回答が多くなっていますが、身体障害者では「透析」が1割を超えて多く、特徴的となっています。

#### ⑤外出の目的

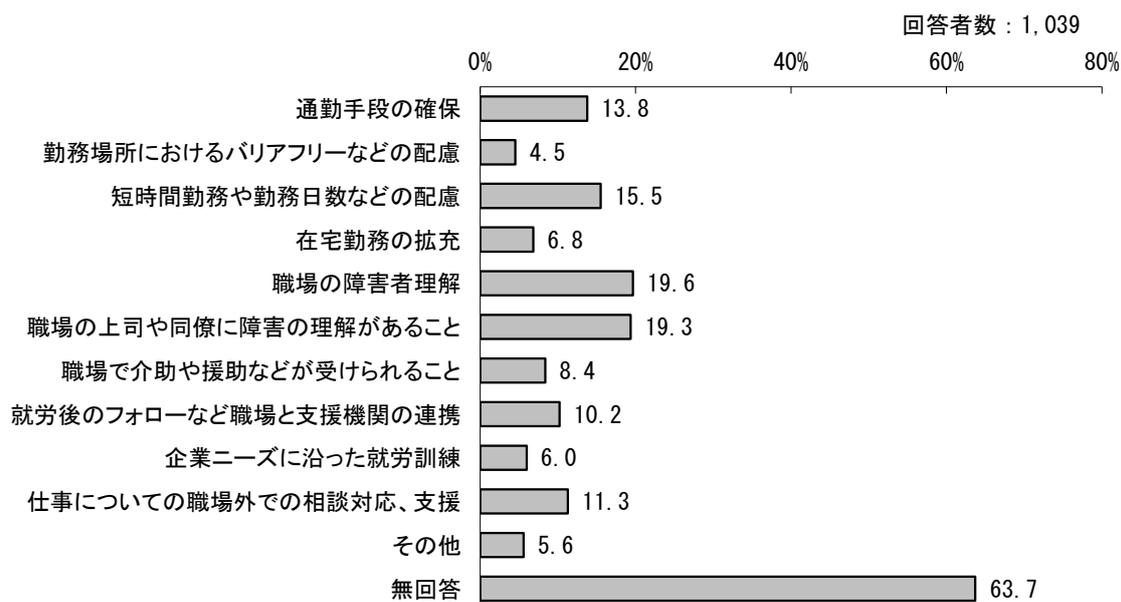


単位：％（「合計」欄を除く）

	合計	通勤・通学・通所	訓練やリハビリに行く	医療機関への受診	買い物に行く	友人・知人に会う	趣味やスポーツをする	グループ活動に参加する	散歩に行く	その他	無回答
全体	933	29.5	9.5	61.1	65.1	21.0	12.1	5.5	31.1	7.1	0.3
身体障害	670	19.9	10.3	65.2	64.5	22.7	11.0	6.1	29.9	7.5	0.4
知的障害	166	70.5	9.0	41.0	59.6	12.0	12.7	2.4	34.3	8.4	0.0
精神障害	159	35.2	9.4	63.5	67.9	15.7	10.1	3.8	32.1	4.4	0.6

全体結果では、「買い物に行く」という回答が最も多くなっています。身体障害者では「医療機関への受診」、知的障害者では「通勤・通学・通所」、精神障害者では「買い物に行く」と、日常生活を維持する目的での外出が多数を占め、趣味・スポーツ活動、グループ活動といった余暇活動参加の目的は比較的少数にとどまっており、課題がうかがえます。

## ⑥収入を得る仕事をするために必要だと思う支援

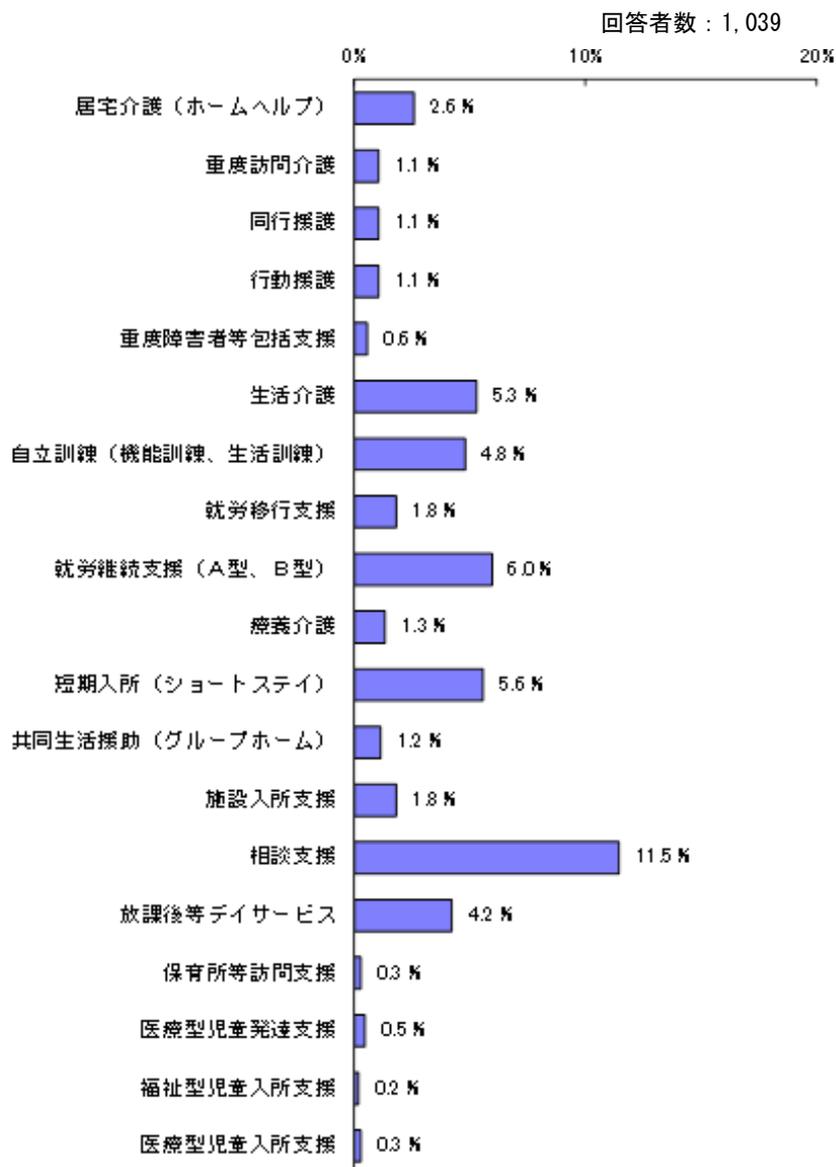


全体で、「無回答」が最も多いですが、回答があった中では「職場の障害者理解」、「職場の上司や同僚に障害の理解があること」、「短時間勤務や勤務日数などの配慮」が多くなっています。



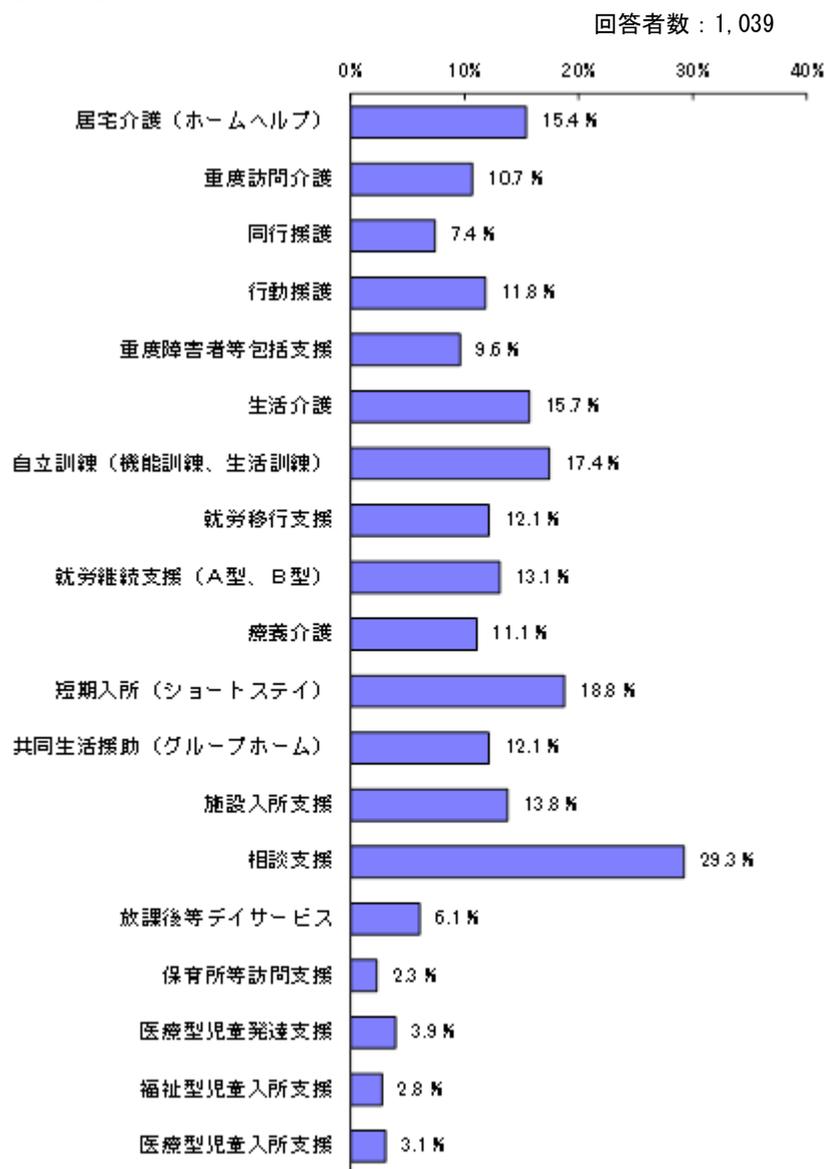
## ⑦障害福祉サービス等の利用について

### 【A 現在の利用状況】



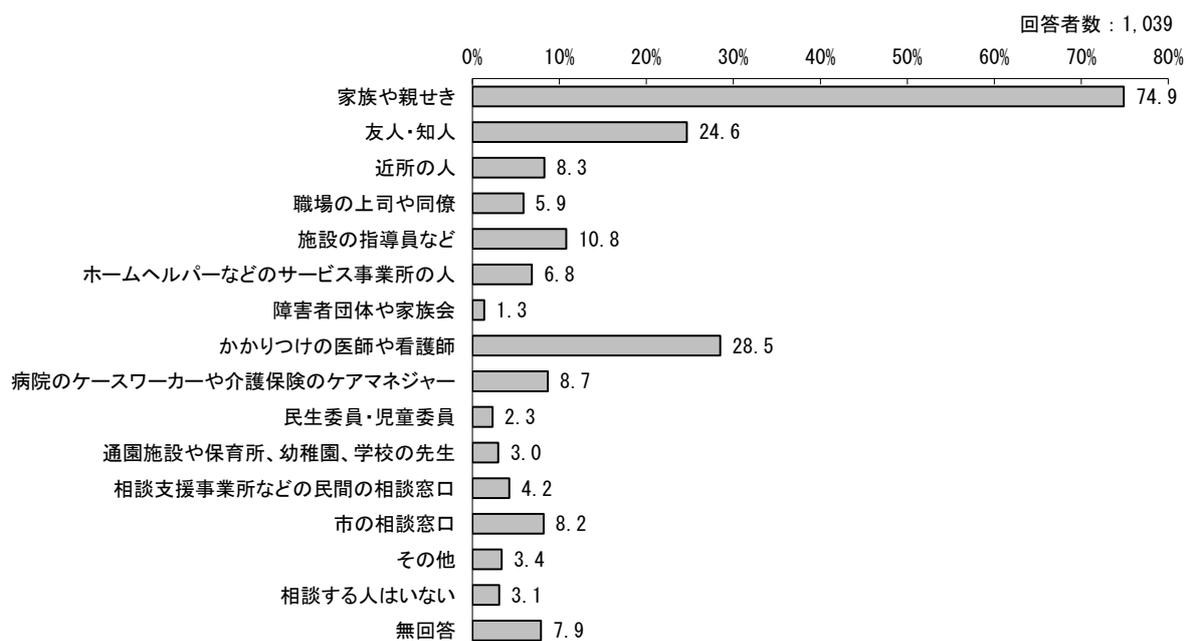
現在利用しているサービスとしては、「相談支援」、「就労継続支援（A型、B型）」、「短期入所（ショートステイ）」、「生活介護」の順に多くなっています。

## 【B 今後の利用意向】



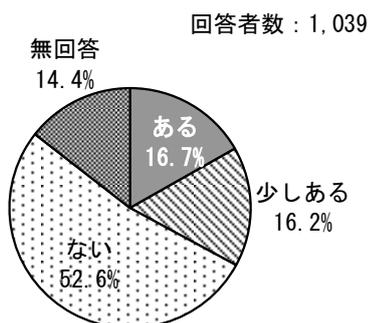
今後利用したいサービスとしては、「相談支援」、「短期入所（ショートステイ）」、「自立訓練（機能訓練、生活訓練）」の順に多くなっています。

## ⑧悩みや困ったことなどの相談先



全体で、「家族や親戚」という回答が最も多く、「かかりつけの医師や看護師」、「友人・知人」が続いていますが、「市の相談窓口」は1割未満の回答割合と少なく、課題がうかがえます。

### ⑨差別やいやな思いの経験



単位：%（「合計」欄を除く）

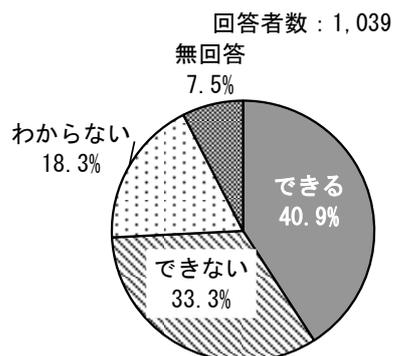
	合計	ある	少しある	ない	無回答
全体	1,039	16.7	16.2	52.6	14.4
身体障害	754	11.7	14.3	58.8	15.3
知的障害	174	33.9	25.3	26.4	14.4
精神障害	178	27.0	20.2	38.2	14.6

・小数第2位を四捨五入して回答割合を示しているため、各項目の合計は100.0%にはなっていません。

全体結果と身体、精神障害者では「ない」が最も多いですが、知的障害者では「ある」が最も多く、33.9%となっています。

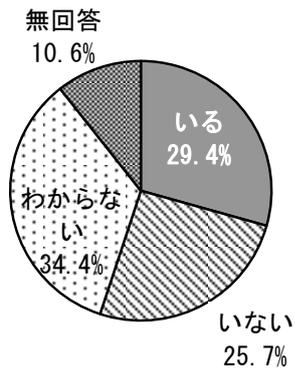
知的障害者では「ある」と「少しある」を合わせると59.2%と6割近くになり、課題がうかがえます。

### ⑩災害時の避難について



火事や地震等の災害時に一人で避難できるかどうかにつき、全体結果と身体、精神障害者では「できる」が最も多い回答ですが、知的障害者では「できない」が最も多く、過半数を占めています。

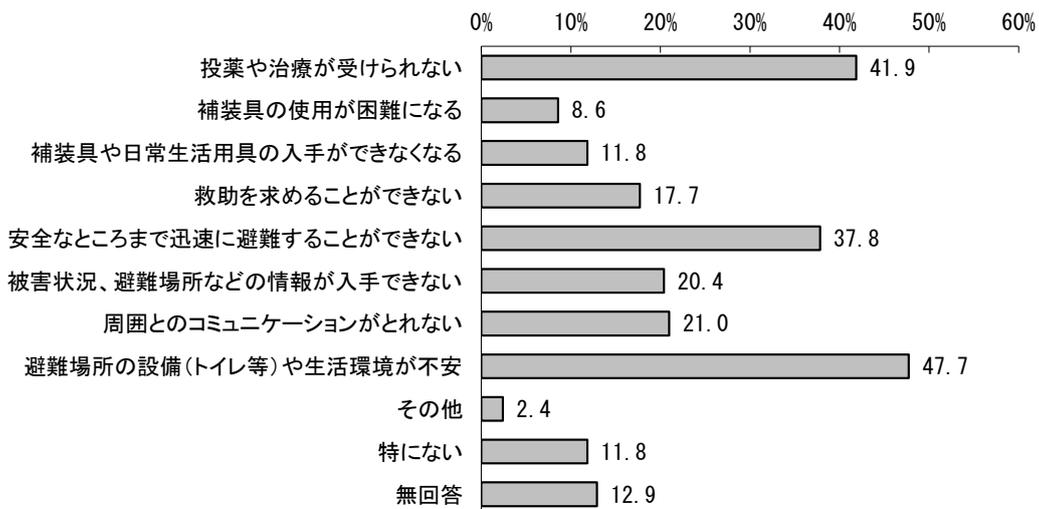
回答者数：1,039



家族が不在な場合や一人暮らしの場合、近所に助けてくれる人はいるかどうかについては、全体と身体、精神障害者では「わからない」が、知的障害者では「いない」が、それぞれ最も多い回答となっています。

### ⑪災害時に困ること

回答者数：1,039

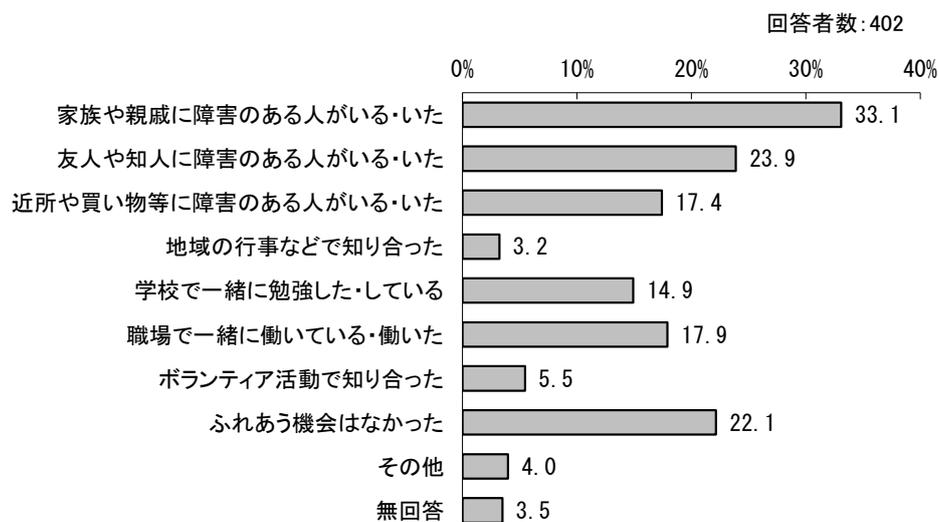


	合計	投薬や治療が受けられない	補装具の使用が困難になる	補装具や日常生活用具の入手ができなくなる	救助を求めることができない	安全なところまで迅速に避難することができない	被害状況、避難場所などの情報が入手できない	周囲とのコミュニケーションがとれない	避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安	その他	特になし	無回答
全体	1,039	41.9	8.6	11.8	17.7	37.8	20.4	21.0	47.7	2.4	11.8	12.9
身体障害	754	43.2	10.5	13.4	14.2	39.1	17.8	13.9	47.3	1.7	11.1	14.1
知的障害	174	23.6	2.9	7.5	38.5	46.6	39.7	51.7	53.4	5.7	10.3	14.4
精神障害	178	54.5	1.7	7.9	13.5	25.3	18.5	28.7	42.1	2.2	11.2	12.9

全体と身体、知的障害者では「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」が、精神障害者では「投薬や治療が受けられない」が、それぞれ最も多くなっており、各障害の特徴が現れています。

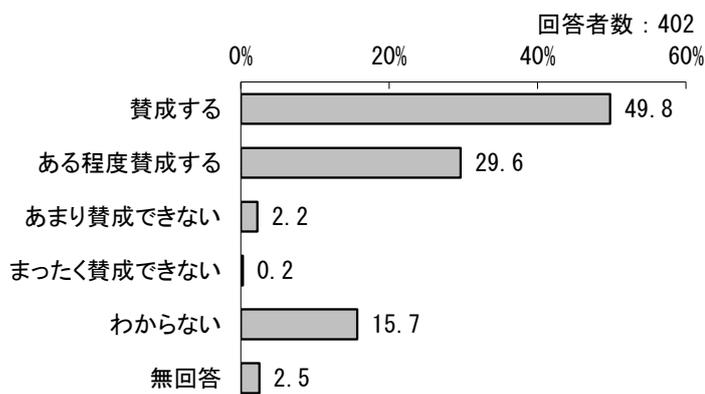
## <障害のない市民調査>

### ①障害のある人とふれあった経験



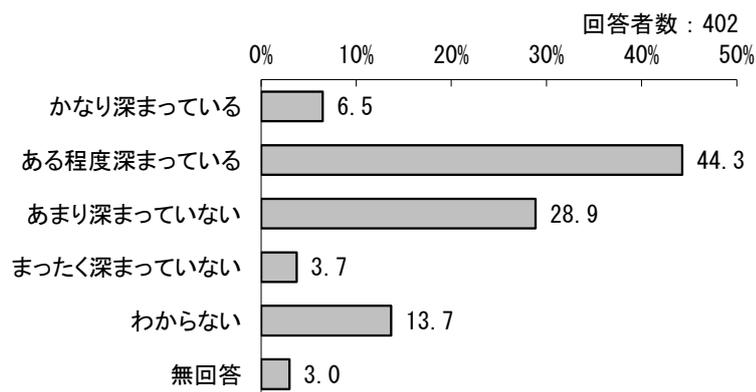
今まで障害のある人と日常生活の中でふれあった機会の有無については、「家族や親戚に障害のある人がいる・いた」という回答が最も多く、「友人や知人に障害のある人がいる・いた」、「ふれあう機会はなかった」が続いています。

### ②「ノーマライゼーション」の考え方について



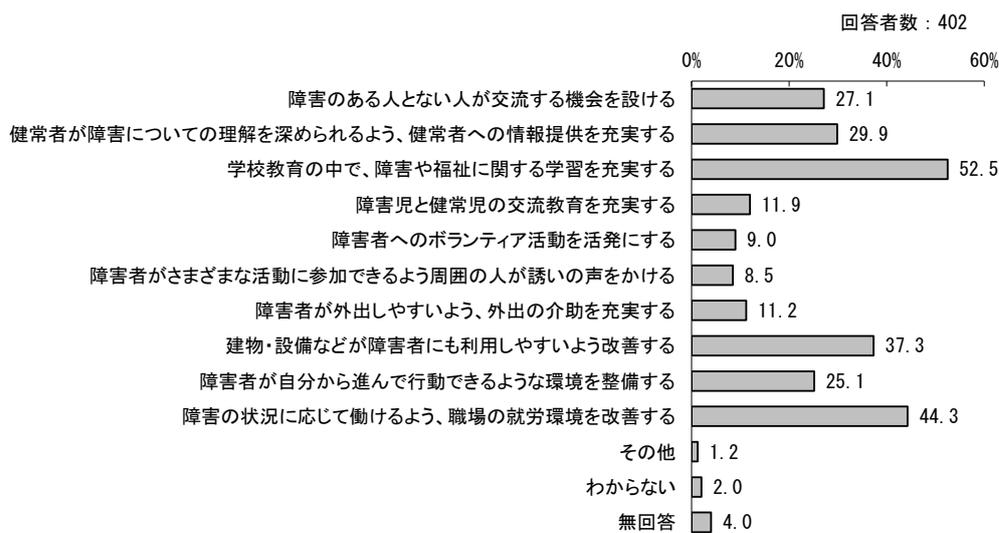
「ノーマライゼーション」という考え方についてどのように思うかでは、「賛成する」という回答が最も多く、次いで「ある程度賛成する」が多くなっています。両選択肢を合わせた回答割合は、約8割に達します。

### ③障害のある人への理解について



ここ数年、社会の中で障害のある人に対する理解は深まってきていると思うかについては、「ある程度深まっている」という回答が最も多く、次いで「あまり深まっていない」が多くなっており、市民の中でも評価が分かれていることがうかがえます。

### ④「地域共生社会」に必要なこと



障害のある人とない人がお互いに理解しあい、共に生きる社会をつくるために必要だと思うこととしては、「学校教育の中で、障害や福祉に関する学習を充実する」という回答が最も多く、次いで「障害の状況に応じて働けるよう、職場の就労環境を改善する」、「建物・設備などが障害者にも利用しやすいよう改善する」が続いています。

## <市内事業所調査>

### ①障害者雇用で良かったこと

No.	選択肢	n	%
1	真面目・一生懸命さが他の従業員の刺激になる	6	25.0
2	障害者への理解が深まった	6	25.0
3	従業員の間で思いやりの気持ちが生まれた	1	4.2
4	戦力となって働いてもらっている	7	29.2
5	業務内容の再構築等により業務や経営の効率化が図られた	0	0.0
6	職場の雰囲気が良くなった	0	0.0
7	地域住民や関係機関との交流が図られるようになった	0	0.0
8	その他	2	8.3
9	特にない	2	8.3
	無回答	0	0.0
	全体	24	100.0

障害のある人を雇用して良かったこととしては、「戦力となって働いてもらっている」との回答が最も多く、「真面目・一生懸命さが他の従業員の刺激になる」と「障害者への理解が深まった」が続いています。

### ②障害者採用時の主な重視ポイント

No.	選択肢	n	%
1	就労意欲・前向きな姿勢	16	66.7
2	年齢	4	16.7
3	通勤時間	7	29.2
4	通勤手段	11	45.8
5	障害種別	13	54.2
6	障害の程度	11	45.8
7	手帳の有無	4	16.7
8	業務スキル・経験	8	33.3
9	家族等の理解	2	8.3
10	支援機関・学校からのサポート	2	8.3
11	公的支援(助成金)の対象となるか	2	8.3
12	その他	1	4.2
13	特にない	0	0.0
	無回答	0	0.0
	全体	24	100.0

障害のある人を採用する際に重視する主なポイントについては、「就労意欲・前向きな姿勢」という回答が最も多く、次いで「障害種別」が多く、「通勤手段」と「障害の程度」が続いています。

### (3) 調査結果からの考察

- 障害のある本人はもちろん、その主な介助者（家族）についても高齢化が進んでおり、優良な福祉等サービスの一層の充実や、地域での支え合いの仕組み・「地域共生社会」づくりの推進の必要があります。
- 就労について求める支援として、「職場や職場の上司、同僚に障害や障害のある人への理解があること」を回答した人が多いため、企業を対象として障害や障害のある人のことを理解するための研修を開催する等の、障害者理解を促進する取り組みが必要です。
- 困ったときなどの相談相手について、「市の相談窓口」を回答した人は依然少ないことから、相談支援の一層の充実を図るとともに、市の相談窓口の周知・広報等を図っていく必要があります。
- 知的障害者で「発達障害」の診断、また精神障害者で「高次脳機能障害」の診断を受けたことがある人がそれぞれ比較的多いことから、これらの障害に関する広報啓発活動を一層進め、手帳を取得しなくても利用できる福祉サービスや各種相談等の利用へつなげていく必要があります。
- 災害時に一人で避難できると回答した人が全体の半数未満であったことなどを踏まえて、災害時の避難に支援を要する人等の実態の把握を進め、支援体制構築の一層の推進と充実を図ることが必要です。
- 3割以上の回答者が、障害があることで差別やいやな思いをしたことがあると答えているため、障害や障害のある人についての理解をさらに促進するための取り組みが必要です。
- 幼少時からの自然なふれあい・交流などが「ノーマライゼーション」実現のために大変重要と思われるなか、2割強の市民が障害のある人とふれあう経験がなかったと回答しており、学校教育等における交流などを一層充実させる必要があります。
- 障害がない人の側からは、「地域共生社会」づくりのために必要と思うこととして「学校教育の中での障害や福祉に関する学習の充実」等が多く提示されており、取り組みを一層充実させていく必要があります。



## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の「めざす姿」と基本理念

#### (1)めざす姿

本計画では、『第2次結城市障害者プラン』（2015[平成 27]年度～2020[令和 2]年度）の「めざす姿」を継承し、障害のある人もない人も、みんなが支えあい、生きる喜びを育んでいく社会をめざします。

**だれもが 自分らしく  
いきいきと暮らす 結城**

だれもが

障害のある人もない人も、自ら望む生き方を実現できる社会

自分らしく

障害のある人とその家族が、生涯にわたって自分らしさを失わないような支援のある社会

いきいきと  
暮らす

障害のある人もない人も人権が尊重され、お互いに自分らしく生きる喜びを育む社会

#### (2)計画の基本理念

本計画では、障害者基本法第1条の規定「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」や、今後の福祉に関する基本的理念となる「支え合い・助け合いによる地域共生社会の実現」等を勘案して基本理念を次のように定め、その実現のための施策を総合的かつ計画的に推進します。

**障害のある人もない人も 互いに人格と個性を尊重し  
支え合えるまちの実現**

## 2 計画の基本施策

「めざす姿」・「基本理念」に基づき、本計画における基本施策を以下の通り設定します。

### 基本施策1 生活支援の充実

障害のある人もない人も大切な人として認められ、それにふさわしい日常生活・社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス等による支援を行います。

### 基本施策2 情報アクセシビリティの向上

障害のある人が円滑に情報を取得・利用し、意思疎通やコミュニケーションを行うことができるように、情報提供、コミュニケーション支援の充実等、情報の利用におけるバリアフリー化・ユニバーサルデザインを推進します。

### 基本施策3 保健・医療の充実

障害のある人が、身近な地域において保健・医療サービス等を受けることができるよう、提供体制の充実を図ります。

### 基本施策4 社会参加の支援・促進

障害のある児童生徒一人ひとりが年齢・能力に見合った形で学習しやすいようにし、障害のあるなしにかかわらず児童生徒と一緒に勉強することができるよう、教育の充実を図ります。また、障害のある人が文化芸術活動、スポーツ・レクリエーション活動等を行うことができるよう、環境の整備等を推進します。

### 基本施策5 雇用・就業、経済的自立の支援

障害のある人が地域で自立した生活を送るためには就労が重要であることから、働く意欲のある人がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、一般就労を希望する人にはできる限り可能となるように、また、一般就労が困難な人には、「就労継続支援」事業所等での工賃の水準が向上するように支援を行います。あわせて、年金等の支給や経済的負担の軽減等による経済的自立の支援も行います。

### 基本施策6 生活環境の充実

障害のある人の自立と社会参加を支援し、誰もが快適で暮らしやすい生活環境を整備するため、障害のある人のための住宅の確保、建築物・公共交通機関等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を図り、障害のある人に配慮したまちづくりを推進します。

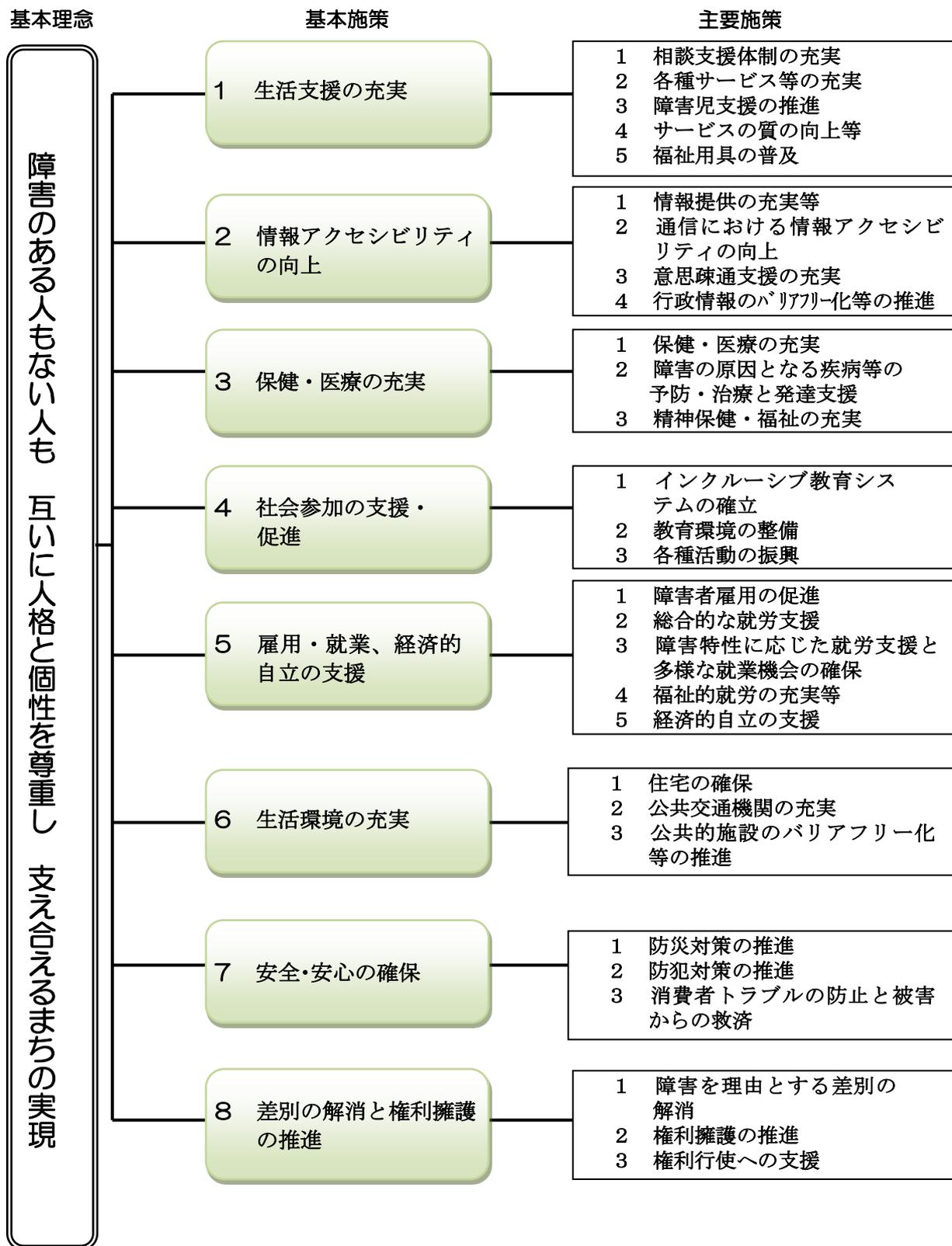
### 基本施策7 安全・安心の確保

障害のある人が、地域社会において、安全・安心な生活を送ることができるよう、防災・防犯対策の推進、消費者被害からの保護等を行います。

## **基本施策 8 差別の解消と権利擁護の推進**

障害のあるなしによって分け隔てられることなく、全ての人が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、障害を理由とする差別の解消に取り組めます。あわせて、障害者虐待の防止等、障害のある人の権利擁護のための取り組みを推進するとともに、障害者理解の促進を図ります。

### 3 計画の展開（施策の体系）





## 第4章 計画の推進と進行管理

### 1 計画推進の体制

本計画の推進については、地域の専門性の高い関係機関の協力を得ながら、地域の家庭、福祉等サービス提供事業者、相談支援機関、行政などが情報を共有しながら連携・協働して、地域ぐるみで障害のある人本人やその家族等を応援・支援していく取り組みの促進を図っていきます。

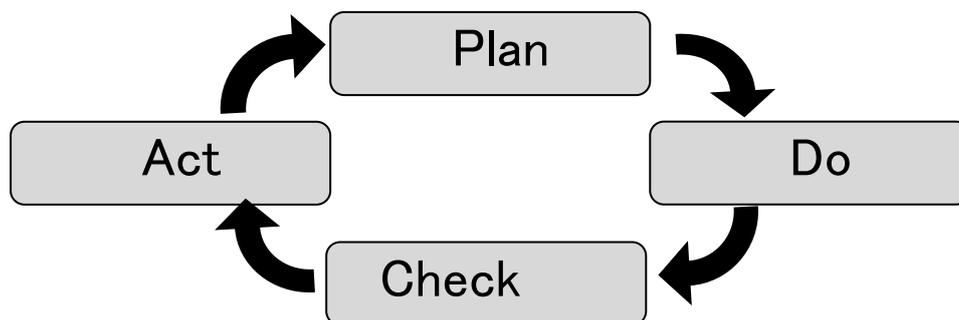
### 2 計画の進行管理

#### ◇進行管理の具体的内容

計画の推進にあたって、庁内関係各課による連携を図り全庁的に施策の展開を行うため、毎年、関係各課による計画の進捗状況の点検・自己評価を行っていきます。

また、「結城市地域自立支援協議会」で計画の進捗状況等の点検・評価を行い、効果的な進行管理を図っていきます。

「PDCAサイクル」のイメージ



Plan（計画）	目標を設定し、目標達成に向けた活動を立案する
Do（実行）	計画に基づき活動を実行する
Check（評価）	活動を実施した結果を把握・分析し、考察する（学ぶ）
Act（改善）	考察に基づき、計画の目標、活動などの見直しを行う

### **担当課による自己評価**

- 本計画の各施策・事業について、各担当課が自己評価を行いながら、計画に基づく実施に努めます。

## 第Ⅱ部 障害者計画

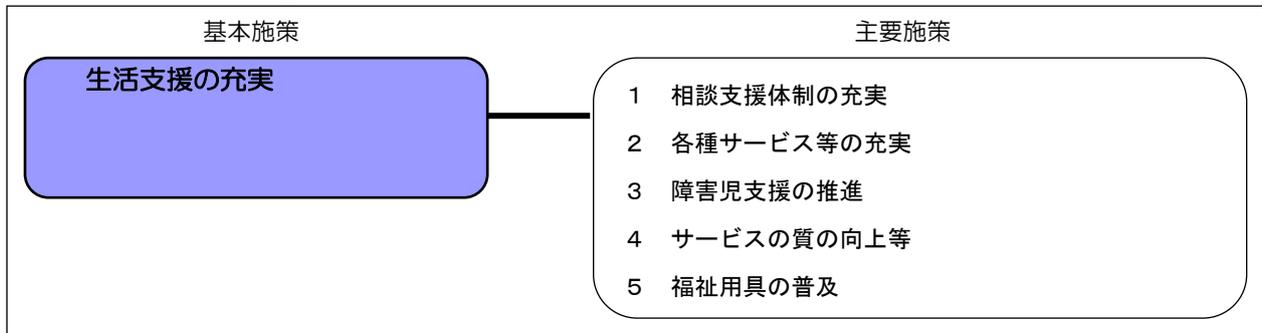
(障害者施策の推進)





## 第1章 生活支援の充実

障害のある人もない人も大切な人として認められ、それにふさわしい日常生活・社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス等による支援を行います。



### 【現状と課題】

- 相談支援については、市の障害福祉担当課に社会福祉士及び精神保健福祉士を配置して、専門的な相談支援を行っています。また、庁内関係各部署及び関係機関との連携の下に支援を行っています。
- 2009(平成21)年度に「結城市地域自立支援協議会」を設置し、2016(平成28)年度には、「生活支援部会」・「子ども部会」・「就労部会」・「権利擁護部会」に改編し、相談支援体制のさらなる強化を図っています。
- 障害のある人の自立と社会参加を促進するためには、障害福祉サービスの充実が不可欠であり、これまで相談支援体制の整備とともに、ホームヘルプ等の「訪問系サービス」や日中活動の場の充実、グループホームなどの「住まいの場」の確保といった各種サービスの充実を図っています。
- 施設入所者等の地域生活への移行を促進するためには、障害福祉サービスのこれまで以上の量的拡大と様々な障害特性に対応できる質的向上を図っていく必要があります。
- アンケート調査の結果では、各種障害福祉サービスのうち「計画相談支援」の利用を希望する人が最も多く(29.3%)みられ、今後も障害のある人の特性やニーズを踏まえた支援とともに、複雑・多様化する相談内容への対応など、質の高い相談支援が求められています。
- 障害のある子どもとその保護者への支援については、身近な地域での療育支援体制の充実と障害児保育体制の整備を図ってきました。今後も、成長過程に応じて必要とされる様々な支援を途切れることなく行う必要があります。

## 《施策の内容》

- 障害のある人が抱える様々なニーズに対応していくために、相談支援専門員をはじめとした地域の支援者間のネットワークの構築・確立を図り、「多職種協働」による一体的な相談支援と質の向上に努めます。
- 障害福祉サービス提供事業者を対象に行う利用者の受け入れ状況及び課題、市への要望等についての意向調査の結果を基に、サービス提供事業者への支援のあり方について検討するとともに、連携強化を図ります。
- 障害のある人の地域での自立生活を支援するため、障害福祉サービスの整備と、様々な障害特性に対応できるようなサービスの質的向上を支援します。
- 障害のある子どもに関しては、成長過程に応じた適切な支援を行う観点から、乳幼児期から一貫した支援が行えるよう、療育支援体制の一層の充実を図ります。

## 〔詳細な取組み〕

### 1 相談支援体制の充実

<b>相談支援体制の充実 No.1-1-1</b>	
推進主体	社会福祉課 地域包括支援センター 子ども福祉課 健康増進課
障害のある人等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、庁内の関係部署及び関係機関との連携を強化し、各ライフステージを通じて切れ目のない相談支援を行います。 また、相談支援の中核的な役割を担う「基幹相談支援センター」を、2021(令和3)年度に設置し、「地域生活支援拠点等の整備」や「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」について協議を進めていきます。	
<b>地域相談支援事業 No.1-1-2 ※再掲あり</b>	
推進主体	社会福祉課
「地域移行支援」として、福祉施設の入所者や入院中の精神障害のある人の地域生活への移行を支援・促進するとともに、「地域定着支援」として、居宅等で生活する障害のある人との常時の連絡体制を確保し、緊急事態等の相談等を実施します。	
<b>「サービス等利用計画」の充実 No.1-1-3</b>	
推進主体	社会福祉課
適切な障害福祉サービス利用を支援するため、「サービス等利用計画」の充実を図ります。	
<b>相談支援事業所連絡会 No.1-1-4</b>	
推進主体	社会福祉課
「計画相談支援」事業所を対象に連絡会を運営し、情報交換と「サービス等利用計画」作成のスキルアップのための研修等を行い、相談支援専門員の資質の向上と、事業所間の連携強化を図ります。	

<b>結城市地域自立支援協議会 No.1-1-5</b>	
推進主体	社会福祉課
<p>学識経験者、保健・医療関係者、教育関係機関、障害福祉サービス事業者、障害者関係団体、当事者等で構成する市の障害者福祉に関わるシステムの中核的役割を果たす「結城市地域自立支援協議会」の運営を活性化して関係機関の連携強化を図るとともに、障害のある人の支援体制の充実を図ります。</p>	
<b>難病相談会等の情報提供 No.1-1-6</b>	
推進主体	社会福祉課 健康増進課
<p>県主催の専門医等による相談会等、難病の人を支援する事業の情報提供を行います。</p>	
<b>知的障害者相談員・身体障害者相談員、ピア相談員の活動支援 No.1-1-7</b>	
推進主体	社会福祉課
<p>知的障害者相談員・身体障害者相談員への情報提供などを行い、活動を支援します。 また、「結城市心身障害児（者）父母の会」が主催する「いちご相談室」の開催を支援します。</p>	

## 2 各種サービス等の充実

<b>訪問系サービス① No.1-2-1</b>	
推進主体	社会福祉課
<p>自宅での日常生活の自立を支援するため、「居宅介護（ホームヘルプ）」、「重度訪問介護」、「重度障害者等包括支援」を提供します。</p>	
<b>訪問系サービス② No.1-2-2</b>	
推進主体	社会福祉課
<p>重度の視覚障害がある人に対して、外出時に同行して移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出の支援を行う「同行援護」を提供します。</p> <p>行動が困難で常に介護が必要な知的または精神的に障害のある人に、外出時の移動支援や危険回避のための支援を行う「行動援護」を提供します。</p>	
<b>訪問入浴サービス事業 No.1-2-3</b>	
推進主体	社会福祉課
<p>自宅で入浴することができない重度の身体障害のある人等に対して、自宅に移動入浴車を派遣し、「訪問入浴サービス」を提供します。</p>	
<b>有償在宅福祉サービス No.1-2-4</b>	
推進主体	市社会福祉協議会
<p>会員登録制により、非営利・有償の仕組みの家事援助等の在宅福祉サービスを提供します。</p>	
<b>移動支援事業 No.1-2-5</b>	
推進主体	社会福祉課
<p>屋外での移動が困難な障害のある人に、余暇活動や社会参加を支援する「移動支援」を提供します。</p>	

<b>日中活動系サービス① No.1-2-6</b>	
推進主体	社会福祉課
<p>障害のある人が充実した生活を送るための「日中活動系サービス」として、「生活介護」・「自立訓練（機能訓練）」・「自立訓練（生活訓練）」を提供します。</p> <p>入院中の医療と常時の介護を必要とする障害のある人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護等を行う「療養介護」を提供します。</p> <p>介護者の疾病等の理由により居宅で介護できない場合に、障害のある人を一時的に短期間施設に入所させ日常生活上の支援をする「短期入所（ショートステイ）」を提供します。</p>	
<b>日中活動系サービス② No.1-2-7 ※再掲あり</b>	
推進主体	社会福祉課
<p>一般企業への就労を希望する障害のある人に、就労に向けた必要な訓練等のサービスとして「就労移行支援」を提供します。また、「就労定着支援」によって障害のある人との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題の解決に向けて必要となる支援を行います。</p> <p>就労の機会の提供および就労に向けた訓練や支援サービスとして、「就労継続支援（A型、B型）」を提供します。</p>	
<b>地域活動支援センター事業 No.1-2-8</b>	
推進主体	社会福祉課
<p>障害のある人が、創作的活動や生産的活動に取り組み、社会と交流できるように支援します。</p>	
<b>日中一時支援事業 No.1-2-9</b>	
推進主体	社会福祉課
<p>障害のある人の家族の就労支援や、介護している家族の一時的な休息や負担軽減を図るために、日中、障害のある人の活動の場を提供し、障害のある人の家族を支援する「日中一時支援」を実施します。</p>	
<b>居住系サービス No.1-2-10 ※再掲あり</b>	
推進主体	社会福祉課
<p>自宅等での生活が困難、夜間に介護が必要、通所が困難である障害のある人に「施設入所支援」を提供し、入浴や排せつ、食事の介護などを行います。</p> <p>障害のある人が地域で安心して生活できるよう、共同生活を営む住居において、相談支援、入浴、排せつまたは食事の介護等を行う「共同生活援助」を提供します。</p> <p>上記「施設入所支援」や「共同生活援助」を利用する障害のある人で、一人暮らしを希望する人に、「自立生活援助」を提供します。</p>	
<b>いばらき身障者等用駐車場利用証の発行 No.1-2-11</b>	
推進主体	社会福祉課 介護保険課 健康増進課
<p>ショッピングセンターや公共施設などに設置する「車いす使用者用駐車場施設」を本当に必要としている人が利用しやすい環境を整備し、障害のある人の社会参加を支援するため、「いばらき身障者等用駐車場利用証」を発行するとともに、適正利用を促進します。</p>	

<b>駐車場の「ダブルスペース」導入 No.1-2-12</b>	
推進主体	社会福祉課 長寿福祉課 商工観光課 生涯学習課 スポーツ振興課
ショッピングセンターや公共施設などの駐車場の「車いす使用者のための幅の広い駐車スペース」にプラスして、軽度障害者や高齢者用に「通常の幅で施設出入り口に近い駐車スペース」を設ける「ダブルスペース」の導入を推進します。	
<b>障害のある人の社会参加等を支援するボランティアの育成・活動支援 No.1-2-13</b>	
推進主体	社会福祉協議会
ボランティア会員の研修会等の情報提供や活動支援を行います。	
<b>補装具費給付 No.1-2-14 ※再掲あり</b>	
推進主体	社会福祉課
障害のある人の失われた機能を補完または代償する用具である「補装具」の費用を支給します。	
<b>日常生活用具給付事業 No.1-2-15 ※再掲あり</b>	
推進主体	社会福祉課
障害のある人の日常生活を容易にするために、日常生活用具、住宅改修費の給付を行います。	

### 3 障害児支援の推進

<b>結城市地域自立支援協議会「子ども部会」 No.1-3-1 ※再掲あり</b>	
推進主体	社会福祉課
「結城市地域自立支援協議会」の下部組織として、障害児サービス事業者・教育関係機関で構成する「子ども部会」を設置し、情報共有及び支援体制の連携強化を図ります。	
<b>早期療育支援 No.1-3-2</b>	
推進主体	健康増進課
乳幼児健診等で発見された発達の気になる子を対象に、臨床心理士等の専門的スタッフによる発達フォロー教室・個別発達相談を実施するとともに、児童発達支援事業所と連携し、適切な時期に療育が行えるよう支援します。	
<b>障害児保育 No.1-3-3</b>	
推進主体	子ども福祉課
保護者の保育希望をふまえて、障害児保育に必要な体制の充実を図ります。	

<b>児童発達支援事業 No.1-3-4</b>	
推進主体	社会福祉課
就学前の障害児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を提供します。	
「医療型児童発達支援センター」や医療機関で、「児童発達支援」と治療を行うサービスを提供します。	
<b>保育所等訪問支援事業 No.1-3-5</b>	
推進主体	社会福祉課
保育所等を訪問し、障害児が集団生活に適應できるよう専門的な支援を提供します。	
<b>放課後等デイサービス事業 No.1-3-6</b>	
推進主体	社会福祉課
就学中の障害児を対象に、授業の終了後や学校の休業日に、生活能力向上のための訓練や社会との交流に必要な支援を行うとともに、居場所を提供します。	

#### 4 サービスの質の向上等

<b>結城市地域自立支援協議会「生活支援部会」 No.1-4-1</b>	
推進主体	社会福祉課
結城市地域自立支援協議会の下部組織として、市内障害福祉サービス事業者と保健・医療関係者等で構成する「生活支援部会」で、情報共有及び連携強化に努め、サービスの充実を図ります。	
<b>市内事業所連絡会 No.1-4-2</b>	
推進主体	社会福祉課
市内障害福祉事業所を対象に連絡会を運営し、情報交換とスキルアップのための研修等を行い事業所職員の資質の向上と事業所間の連携強化を図ります。	
<b>専門的な人材の確保 No.1-4-3</b>	
推進主体	総務課
精神保健福祉士、社会福祉士、保健師など、障害者施策の推進に必要な専門職員の確保に努めます。	
<b>民生委員児童委員活動への支援 No.1-4-4</b>	
推進主体	社会福祉課
民生委員児童委員（*主任児童委員を含む）への研修会や意見交換会などを行い、活動を支援します。	
<b>手話奉仕員、朗読奉仕員の養成事業 No.1-4-5 ※再掲あり</b>	
推進主体	社会福祉課
聴覚障害のある人、視覚障害のある人の意思疎通を支援し、社会参加を促進するため、手話奉仕員・朗読奉仕員の養成を実施します。	

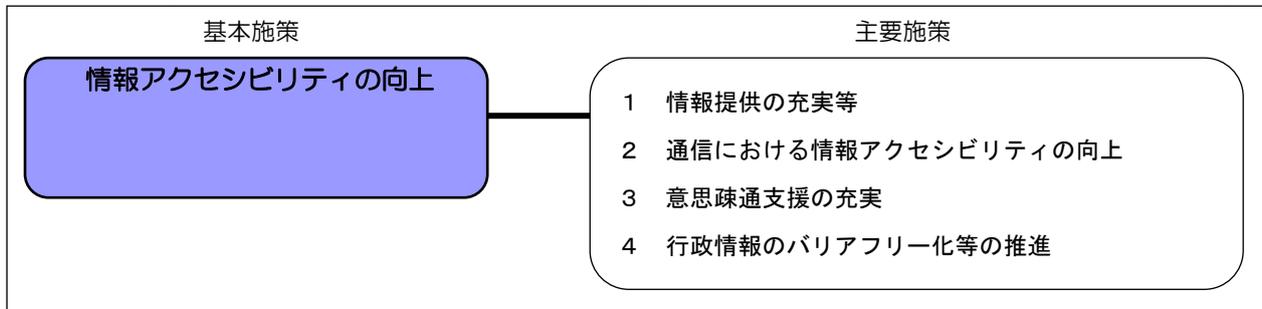
## 5 福祉用具等の普及

<b>補装具費給付 No.1-2-14 (再掲)</b>	
推進主体	社会福祉課
障害のある人の失われた機能を補完または代償する用具である「補装具」の費用を支給します。	
<b>日常生活用具給付事業 No.1-2-15 (再掲)</b>	
推進主体	社会福祉課
障害のある人の日常生活を容易にするために、日常生活用具、住宅改修費の給付を行います。	
<b>補助犬制度の周知等 No.1-5-1</b>	
推進主体	社会福祉課
身体障害者補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）貸与制度の周知と普及、利用促進を図ります。	



## 第2章 情報アクセシビリティの向上

障害のある人が円滑に情報を取得・利用し、意思疎通やコミュニケーションを行うことができるよう、情報提供、コミュニケーション支援の充実等、情報の利用におけるバリアフリー化・ユニバーサルデザインを推進します。



### 【現状と課題】

- 障害のある人が、地域で生活していくうえで、必要な福祉サービスなどを自ら選んで活用していくためには、障害のある人への各種制度や生活に関する適切な情報の提供が必要となります。アンケート調査の結果では、情報の取得先として最も多いのが「市の広報誌」(36.2%)で、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」(31.6%)、「家族や親せき、友人・知人」(31.3%)が続いており、このことから、障害のある人に正しい情報を適切に伝えるためには、広報誌やホームページをはじめとした多様な媒体を通じてきめ細やかな情報提供に努めていくことが重要になることが分かります。
- 障害のある人の社会参加を支援・促進するためには、生活のあらゆる場面での意思疎通に関する支援が不可欠になります。特に、意思疎通が困難な障害のある人にとっては、自らの意思決定にあたって支援が必要になるにもかかわらず、様々な障害特性に対応した意思疎通支援の方法は、まだ十分に確立されているとは言えません。このため、障害のある人の意思疎通や意思決定に際しては、より専門的な支援が求められます。

### 〈施策の内容〉

- 一人ひとりの障害特性に合ったサービスが選択できるよう、必要な情報をわかりやすく提供していきます。
- 手話通訳者や要約筆記者の派遣等により、障害のある人のコミュニケーション(意思疎通)を支援します。

## 〔詳細な取組み〕

### 1 情報提供の充実等

障害福祉サービス情報の提供 No.2-1-1	
推進主体	社会福祉課
市内の障害福祉サービス事業所や相談支援事業所の情報を市ホームページに掲載するとともに、紙版のものを社会福祉課窓口で配布します。	

### 2 通信における情報アクセシビリティの向上

「障害者ITサポートセンター」の周知 No.2-2-1	
推進主体	社会福祉課
障害のある人の情報通信技術（ICT）に関する利用相談等を実施するとともに、移動の困難な障害のある人に在宅でパソコン操作技術の指導支援を行う「ITサポートセンター」について周知します。	
日常生活用具給付事業 No.1-2-15（再掲）	
推進主体	社会福祉課
障害のある人の情報機器利用の促進を図るため、パソコン使用に必要な周辺機器やソフトウェア等の購入費用の一部を助成するとともに、読み上げソフト等の支援用具を給付します。	

### 3 意思疎通支援の充実

意思疎通支援事業 No.2-3-1	
推進主体	社会福祉課
聴覚、言語機能、音声機能に障害のある人の地域生活を支援するため、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。	
手話奉仕員、朗読奉仕員の養成事業 No.1-4-5（再掲）	
推進主体	社会福祉課
聴覚障害のある人、視覚障害のある人の意思疎通を支援し、社会参加を促進するため、手話奉仕員、朗読奉仕員の養成を実施します。	

### 4 行政情報のバリアフリー化等の推進

障害のある人がアクセスしやすいホームページによる情報提供等 No.2-4-1	
推進主体	秘書課
市ホームページについて、今後も随時、視認性向上のための文字コントラストの修正、音声読み上げ機能のための余分スペースの削除などを行い、障害のある人のアクセシビリティ（アクセスしやすさ）に配慮した作成を心がけながら情報提供を行っていきます。	

<b>障害者施策に関する情報・緊急時における情報の提供の充実 No.2-4-2</b>	
推進主体	防災安全課 社会福祉課
市ホームページや市広報紙による情報伝達に加え、ボランティア等の協力を得て情報伝達を行うとともに、緊急時には防災行政無線を活用し、避難行動要支援者の「個別計画」に基づき、関係者と連携して情報を提供します。	
<b>災害発生時の障害特性に配慮した情報伝達体制の整備 No.2-4-3 ※再掲あり</b>	
推進主体	防災安全課 社会福祉課
整備された防災行政無線を活用して情報伝達を行うとともに、関係機関と連携し、障害のある人に配慮した情報伝達体制を確立・強化します。	
<b>点字・声の広報 No.2-4-4</b>	
推進主体	社会福祉課
聴覚障害のある人、視覚障害のある人に対し、市広報紙・議会だよりを点字や音声により届けます。	



## 第3章 保健・医療の充実

障害のある人が、身近な地域において保健・医療サービス等を受けることができるよう、提供体制の充実を図ります。



### 【現状と課題】

- 障害のある人が身近な地域で必要な医療を受け、健康的な生活を送ることができるように、医療費の負担の軽減を図っています。
- 重症化することで障害の原因となり得る生活習慣病等の予防と早期発見・早期治療につなげるため、ライフステージに応じた各種健康診査やがん検診を実施しています。
- 精神障害のある人の日中活動の場の提供や社会復帰の支援を目的として、精神デイケアを実施しています。また、その運営に関わる精神保健福祉ボランティアを育成し、精神障害への理解の促進を図っています。
- 精神障害のある人や自立支援医療（精神通院医療）受給者が増加しています。早期に適切な治療につなげていくためには、「こころの病・こころの健康」への市民の正しい理解とこころの病を抱える人が気軽に相談を受けることができる相談支援体制の充実が必要になります。
- 長期入院中（社会的入院）の精神障害のある人の地域生活への移行を促進するためには、医療・保健・福祉のより一層の連携が求められます。
- 近年、病院等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障害児（医療的ケア児）が増加しており、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置などの対応が求められています。

### ＜施策の内容＞

- 障害のある人が必要な医療を受けられるように、医療費の負担軽減を図ります。
- ライフステージに応じた各種健康診査や健康相談を通じて、市民の生活習慣の改善を促し障害の原因となり得る疾病の予防に努めます。
- 精神障害のある人の地域生活への移行や定着、社会参加を促進するため、医療・保健・福祉の連携による支援体制を整えます。
- 難病の人が、きめ細やかな相談支援を受けられるよう、難病の人を支援する事業についての情報提供を行います。

## 〔詳細な取組み〕

### 1 保健・医療の充実

<b>自立支援医療の給付（育成医療） No.3-1-1</b>	
推進主体	社会福祉課
身体障害のある子どもが手術等により障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減します。	
<b>自立支援医療の給付（更生医療） No.3-1-2</b>	
推進主体	社会福祉課
身体障害のある人が手術等によって障害を軽くしましたは取り除き、あるいは障害の進行を防ぐための医療について、医療費の自己負担額を軽減します。	
<b>自立支援医療の給付（精神通院医療） No.3-1-3</b>	
推進主体	社会福祉課
精神障害のある人の通院治療費の自己負担額を軽減します。	
<b>重度心身障害者医療福祉の給付 No.3-1-4</b>	
推進主体	保険年金課
身体障害者手帳（1級、2級、3級の内部障害）、療育手帳（㊤、A）、精神障害者手帳1級及び障害年金1級受給者を対象とした医療福祉費支給制度において、医療費の一部を助成します。	
<b>診療等の情報提供 No.3-1-5</b>	
推進主体	健康増進課
結城市医師会、結城市歯科医師会と連携し、診療に関して必要に応じた情報提供を行います。	

### 2 障害の原因となる疾病等の予防・治療と発達支援

<b>妊婦健康診査事業 No.3-2-1</b>	
推進主体	健康増進課
妊娠届出時に妊婦健診及び先天性代謝異常検査等の必要性を伝え、受診促進を図ります。	
<b>乳幼児健康診査事業 No.3-2-2</b>	
推進主体	健康増進課
専門スタッフを確保し、質の高い健康診査を提供します。	
<b>健康診査 No.3-2-3</b>	
推進主体	保険年金課 健康増進課
生活習慣病等の早期発見・早期治療のため、健康診査やがん検診を実施します。	
<b>健康教育、健康相談の実施 No.3-2-4</b>	
推進主体	健康増進課
生活習慣病を予防するため、健康教室や健康相談を行います。	

**介護予防事業 No.3-2-5**

推進主体	健康増進課 長寿福祉課
------	-------------

高齢者が地域で健康な生活を送れるよう、介護予防教室や講演会等を行います。

**3 精神保健・福祉の充実****精神デイケア事業 No.3-3-1**

推進主体	健康増進課 社会福祉課
------	-------------

地域で生活する精神障害のある人に関して、集団生活指導を通して、生活リズムをつくる、対人関係を広げる、体力をつける、自信をつける等、自立した日常生活や社会生活が送れるよう支援します。

**精神保健福祉ボランティア育成事業 No.3-3-2**

推進主体	健康増進課
------	-------

精神疾患・精神保健に関する正しい知識の普及や精神障害のある人との交流を促進するため、精神保健福祉ボランティアを育成するとともに、活動を支援します。

**精神保健福祉相談窓口の整備（保健・医療・福祉の連携） No.3-3-3**

推進主体	社会福祉課 地域包括支援センター 健康増進課
------	------------------------

保健・医療・福祉の関係機関が連携し、精神障害のある人への相談窓口を整備します。

**関係機関との連携 No.3-3-4**

推進主体	健康増進課 社会福祉課 地域包括支援センター
------	------------------------

保健所や医療機関等の関係機関及び庁内関係部署との事例検討や研修等により、支援者の連携やスキルアップを図ります。

**心の健康相談事業 No.3-3-5**

推進主体	健康増進課
------	-------

健康増進センターで、精神科医師による「心の健康相談」を実施します。

**アウトリーチ支援の推進 No.3-3-6**

推進主体	社会福祉課 健康増進課
------	-------------

精神障害のある人及びその家族や事業所職員を対象に、訪問による相談支援を行います。

**精神保健福祉市民講座 No.3-3-7 ※再掲あり**

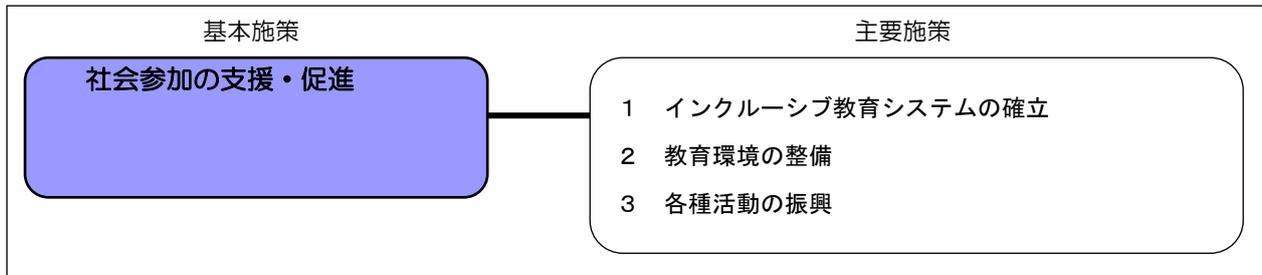
推進主体	健康増進課
------	-------

精神障害についての正しい理解の促進、普及啓発と地域で支え合う力を高めるために、市民講座を行います。



## 第4章 社会参加の支援・促進

障害のある児童生徒一人ひとりが年齢・能力に見合った形で学習しやすいようにし、障害のあるなしにかかわらず児童生徒と一緒に勉強することができるよう教育の充実を図ります。また、障害のある人が文化芸術活動、スポーツ・レクリエーション活動等を行うことができるよう、環境の整備等を推進します。



### 【現状と課題】

- 障害のあるなしにかかわらず分け隔てのない社会をつくるためには、幼児期から障害のある子どもと周りの子どもが共に遊び・学ぶ機会の拡充が重要になります。「障害者権利条約」や「障害者基本法」の改正においてもそうした「インクルーシブ教育」の方向性が示されており、住み慣れた地域で同年代の友達と一緒に教育を受けることが求められています。
- 文化芸術活動・スポーツ活動においては、障害のある人の様々な分野の行事への参加や障害のある人を含む幅広い市民交流の場づくりを進め、交流を一層促進することが求められています。  
また、2018（平成30）年6月に「障害者文化芸術活動推進法」が公布・施行されており、障害のある人による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的・計画的に推進し、文化芸術活動を通じた個性・能力の発揮と社会参加を促進するよう努めていく必要があります。

### 《施策の内容》

- 一人ひとりの児童生徒の障害に配慮した指導や教育研修等により、障害のある児童生徒の能力を伸ばす教育指導の充実をめめます。また、「特別支援学校」や「特別支援学級」と地域の交流等により、障害のある人への理解の一層の促進を図ります。
- 市が主催する各種スポーツ大会やイベント、各地域で開催される各種行事に障害のある人が参加しやすい環境の整備に努めていきます。

## 1 インクルーシブ教育システムの確立

<b>教育支援委員会 No.4-1-1</b>	
推進主体	学校教育課 指導課
「教育支援委員会」の機能充実と関係機関との連携強化に努め、教育支援を推進します。	
<b>教育支援計画の作成 No.4-1-2</b>	
推進主体	指導課
「個別の教育支援計画」を作成し、一人ひとりのニーズに応じた教育支援を推進します。	
<b>結城市地域自立支援協議会「子ども部会」 No.1-3-1（再掲）</b>	
推進主体	社会福祉課
「結城市地域自立支援協議会」の下部組織として、障害児サービス事業者・教育関係機関で構成する「子ども部会」を設置し、情報共有及び支援体制の連携強化を図ります。	

## 2 教育環境の整備

<b>学校施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進 No.4-2-1</b>	
推進主体	学校教育課
学校施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザインを推進し、障害のある児童生徒が安心して生活できる環境づくりに努めます。	
<b>特別支援教室の充実 No.4-2-2</b>	
推進主体	指導課
一人ひとりの障害の状況や特性に応じた指導・支援を行い、障害のある児童生徒の実態に応じた教育環境の充実を図ります。	
<b>教職員研修の実施 No.4-2-3</b>	
推進主体	指導課
「特別支援教育」について、全教職員を対象とした研修会を実施します。	
<b>特別支援教育の体制整備 No.4-2-4</b>	
推進主体	指導課
各学校の「特別支援教育コーディネーター」の養成を支援します。	
<b>社会人 TT 等配置事業 No.4-2-5</b>	
推進主体	学校教育課 指導課
障害のある児童生徒の学校生活を支援するため、介助員を配置します。	

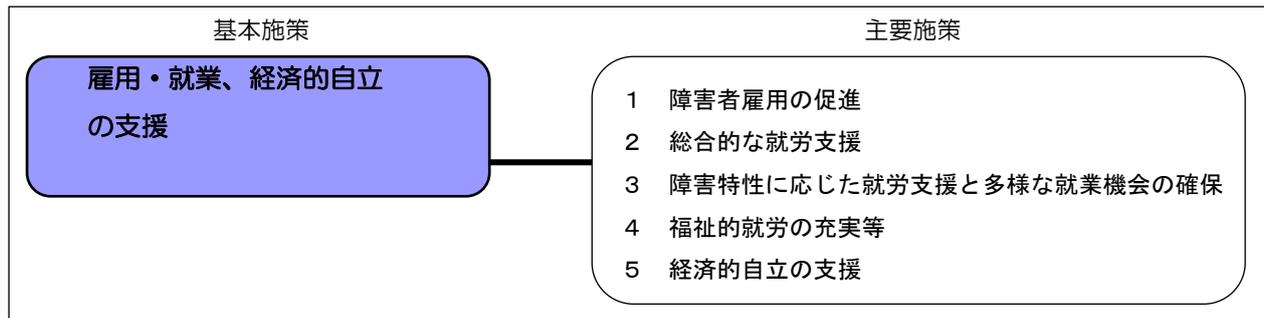
### 3 各種活動の振興

<b>スポーツ施設・文化施設等のバリアフリー化の推進 No.4-3-1</b>	
推進主体	スポーツ振興課 生涯学習課 都市計画課
誰もが使いやすい施設のバリアフリー化を計画的に進め、既存の文化施設等を点検して順次改善を図ります。	
<b>誰でもできるスポーツの普及推進 No.4-3-2</b>	
推進主体	スポーツ振興課
障害のある人に配慮したスポーツやレクリエーションの普及推進に努めます。	
<b>芸術文化活動支援事業の推進 No.4-3-3</b>	
推進主体	社会福祉課
障害のある人の作品展への協力や、芸術活動の発表の場を設ける等の支援を行います。	
<b>障害者文化活動等の参加支援事業 No.4-3-4</b>	
推進主体	講演会等開催各担当課
講演会に手話通訳や要約筆記者等を配するなど、障害のある人に配慮した文化活動等を促進します。	
<b>障害者団体への支援 No.4-3-5</b>	
推進主体	社会福祉課 生涯学習課 スポーツ振興課
障害者団体の文化芸術活動及びスポーツ活動の促進のための支援を行います。	
<b>スポーツ大会の参加支援 No.4-3-6</b>	
推進主体	社会福祉課
「茨城県障害者スポーツ大会」への参加を支援・促進します。	
<b>スポーツ広報の充実 No.4-3-7</b>	
推進主体	スポーツ振興課
『声の広報』やホームページを利用して、スポーツに関する情報提供を行います。	



## 第5章 雇用・就業、経済的自立の支援

障害のある人が地域で自立した生活を送るためには就労が重要であることから、働く意欲のある人がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、一般就労を希望する人にはできる限り可能となるように、また、一般就労が困難な人には、就労継続支援事業所等での工賃の水準が向上するように支援を行います。あわせて、年金等の支給や経済的負担の軽減等による経済的自立の支援も行います。



### 【現状と課題】

- 障害のある人が働きやすい環境を整えるためには、職場における障害や障害のある人への理解を促進する必要があります。アンケート調査の結果からも、「職場や職場の上司・同僚に障害の理解」(38.9%)を求めていることがわかりました。
- 企業等の障害者雇用を促進するためには、事業主に対して障害者雇用を支援する各種制度の一層の周知を図っていく必要があります。
- 障害のある人が円滑に就労するためには、様々な機関による就労支援が必要になります。就労に向けた訓練、就職活動への支援、職場定着及び就労中の相談援助など、それぞれの段階で適切に支援を受けることのできる体制が求められています。そのため、「ハローワーク」などの就労に関する専門機関との連携のもと、就労支援の一層の充実を図る必要があります。
- 2018(平成30)年、「法定雇用率」の算定基礎に精神障害者を加えた改正障害者雇用促進法が施行されましたが、同年に、中央省庁・地方自治体等の公的機関で、障害者手帳の交付に至らないなど「障害者」に該当しない人を障害者として雇用し、障害者の雇用率が水増しされていた問題が発覚するなど、いまだ多くの課題が残っています。
- 障害のある人の安定した生活を実現するために、公的年金をはじめとする障害のある人の経済的な保障が重要な役割を果たしています。このような保障は、障害のある人本人の生活基盤を固めるだけでなく、介助・支援者である家族などの経済的負担の軽減につながるものでもあるため、様々な機会を捉えて適切な方法により制度内容の周知を図る必要があります。

## 《施策の内容》

- 企業等に、障害のある人の雇用に関する広報・啓発や障害者雇用を支援する各種制度の情報提供を行います。
- 働く意欲のある人が必要な段階で就労支援を受けることができるよう、障害のある人やその家族に、障害者就業・生活支援センター「なかま」等の専門機関の周知を図るとともに、障害のある人の就労に向けた知識や能力の向上のため、就労系福祉サービスの利用を促進します。
- ハローワークや障害者就業・生活支援センター「なかま」等と連携して働く障害のある人の集える場や気軽に相談できる機会を確保し、職場定着の支援に努めます。
- 障害のある人の経済的保障に関連する各種制度について、受給資格を持つ人が制度に関する情報を的確に取得できるよう、周知を図るとともに、適切な利用を支援・促進します。

## 〔詳細な取組み〕

### 1 障害者雇用の促進

<b>市の障害者雇用の促進 No.5-1-1</b>	
推進主体	総務課
障害の特性に応じた職務や職場環境の整備に努め、「結城市障害者活躍推進計画」等に基づき、引き続き障害のある人の雇用を促進します。	
<b>特例子会社制度の周知 No.5-1-2</b>	
推進主体	商工観光課
事業主に対し「特例子会社制度」の周知を行い、障害のある人の雇用を促進します。	

### 2 総合的な就労支援

<b>結城市地域自立支援協議会「就労部会」 No.5-2-1 ※再掲あり</b>	
推進主体	社会福祉課
「結城市地域自立支援協議会」の下部組織として、障害者就業・生活支援センター、企業関係者、公共職業安定所（ハローワーク）、障害福祉サービス事業者で構成する「就労部会」の活動を通して就労支援各関係機関との連携を強化し、就労支援の充実を図ります。	
<b>各種助成事業の普及促進 No.5-2-2</b>	
推進主体	商工観光課
障害のある人の雇用促進のため、障害のある人の雇用や就労支援に対する助成事業を周知します。	

<b>茨城障害者職業センターの利用促進 No.5-2-3</b>	
推進主体	社会福祉課
専門的な職業リハビリテーションを行う茨城障害者職業センターを紹介し、利用を促進します。	
<b>障害者就業・生活支援センターなかまの利用促進 No.5-2-4</b>	
推進主体	社会福祉課
就労面と生活面の一体的な相談支援を行う障害者就業・生活支援センターなかまを紹介し、利用を促進します。	

### 3 障害特性に応じた就労支援と多様な就業機会の確保

<b>障害者就労施設等からの物品調達の推進 No.5-3-1 ※再掲あり</b>	
推進主体	社会福祉課
障害者就労施設等からの情報を基に、庁内各課へ受注可能物品等の情報提供を行い、発注機会の増加を図ります。	
<b>日中活動系サービス No.1-2-7 (再掲)</b>	
推進主体	社会福祉課
一般企業への就労を希望する障害のある人に、就労に向けた必要な訓練等のサービスとして「就労移行支援」を提供します。また、「就労定着支援」によって障害のある人との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題の解決に向けて必要となる支援を行います。	
就労の機会の提供および就労に向けた訓練や支援サービスとして、「就労継続支援（A型、B型）」を提供します。	

### 4 福祉的就労の充実等

<b>結城市地域自立支援協議会「就労部会」 No.5-2-1 (再掲)</b>	
推進主体	社会福祉課
「結城市地域自立支援協議会」の下部組織として、障害者就業・生活支援センター、企業関係者、公共職業安定所（ハローワーク）、障害福祉サービス事業者で構成する「就労部会」の活動を通して就労支援各関係機関との連携を強化し、就労支援の充実を図ります。	
<b>障害者就労施設等からの物品調達の推進 No.5-3-1 (再掲)</b>	
推進主体	社会福祉課
障害者就労施設等からの情報を基に、庁内各課へ受注可能物品等の情報提供を行い、発注機会の増加を図ります。	

## 5 経済的自立の支援

<b>公的年金制度の周知 No.5-5-1</b>	
推進主体	保険年金課
障害のある人に関わる公的年金（障害基礎年金・障害厚生年金・障害共済年金）について、広報紙等により周知を図ります。	
<b>公的手当の給付と制度の周知 No.5-5-2</b>	
推進主体	社会福祉課
「特別障害者手当」「障害児福祉手当」「特別児童扶養手当」について、広報紙等による周知と窓口での情報提供を行います。	
<b>在宅障害児福祉手当の給付と周知 No.5-5-3</b>	
推進主体	社会福祉課
在宅の心身障害児の保護者に手当を支給するとともに、制度の周知に努めます。	
<b>税の減免、各種利用料の軽減措置等の周知・利用促進 No.5-5-4</b>	
推進主体	社会福祉課
税の減免や各種利用料の軽減措置についてパンフレットを作成し、障害者手帳交付時等に配布・説明を行います。	
<b>特別障害給付金制度の周知 No.5-5-5</b>	
推進主体	保険年金課
国民年金が任意加入だった時代に未加入のまま障害を負ったため、障害基礎年金を受け取れない無年金障害者を救済する「特別障害給付金制度」の周知を行います。	
<b>自動車運転免許取得費助成事業・自動車改造費助成事業 No.5-5-6</b>	
推進主体	社会福祉課
就労や社会参加支援のため、運転免許取得費用と自動車改造費用の助成を行います。	
<b>心身障害者（児）通院等交通費助成事業 No.5-5-7</b>	
推進主体	社会福祉課
障害のある人（子ども）が通院や訓練に通うためにタクシーを利用した際のタクシー料金への助成を行います。	
<b>障害者手帳交付診断書助成事業 No.5-5-8</b>	
推進主体	社会福祉課
身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付に必要な診断書料の一部を助成します。	
<b>精神障害者社会復帰施設通所等助成 No.5-5-9</b>	
推進主体	社会福祉課
精神障害のある人の日常生活の自立と社会生活の自立のため、精神障害者地域活動支援センターに通所する際の交通費の一部を助成します。	

**更生訓練費給付事業 No.5-5-10**

推進主体	社会福祉課
------	-------

社会復帰のために更生訓練を受けている身体障害のある人に、更生訓練に必要な物品の購入費用について助成を行います。

**生活資金等貸付事業の利用支援 No.5-5-11**

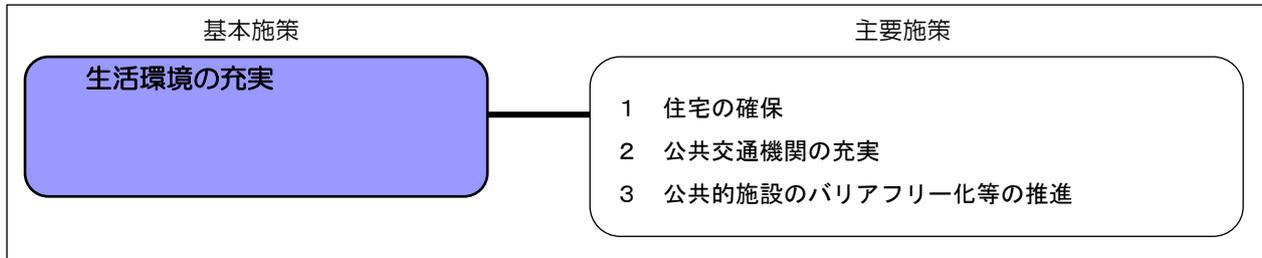
推進主体	社会福祉協議会
------	---------

茨城県社会福祉協議会を事業主体として低所得者世帯・障害者世帯・高齢者世帯を対象に、必要な資金の貸付に関する相談や償還等の受付窓口となり、利用を支援します。



## 第6章 生活環境の充実

障害のある人の自立と社会参加を支援し、誰もが快適で暮らしやすい生活環境を整備するため、障害のある人のための住宅の確保、建築物・公共交通機関等のバリアフリー化・ユニバーサルデザインを図り、障害のある人に配慮したまちづくりを推進します。



### 【現状と課題】

- 障害のある人にとって安全で快適な暮らしを実現するためには、公共施設や道路などにおける段差の解消をはじめ、スロープの設置など障害のある人の視点に立った環境を整備していく必要があります。
- 北部市街地では、城下町の街並みのままの道路形態が残り、歩道が設置されていない場所が残っています。
- 障害のある人が地域で安心して生活するためには、地域生活の基盤となる住環境の整備が重要になります。とりわけ、長期間精神病院に入院している人や施設に入所している人の地域生活への移行を促進するために、住宅のバリアフリー化のための支援やグループホームの整備等が求められています。

### 〈施策の内容〉

- 公共施設や道路等において、バリアフリー化・ユニバーサルデザインの視点を取り入れた整備を進め、障害のある人が安心して快適に暮らせる「福祉のまちづくり」を進めます。
- 住宅のバリアフリー化を図る住宅改修に対する助成を行うなど、障害のある人が住み慣れた住宅で住み続けられるよう、支援を行います。

### 〔詳細な取組み〕

#### 1 住宅の確保

#### 障害のある人に対する公営住宅の入居支援制度 No.6-1-1

推進主体	都市計画課
------	-------

原則として親族との同居が入居条件の一つである公営住宅の一部について、自立可能な障害のある人であれば単身でも入居可能とし、入居支援を行います。

<b>公営住宅のバリアフリー化の促進 No.6-1-2</b>	
推進主体	都市計画課
今後公営住宅の新設や大規模改修を行う場合に、ユニバーサルデザインやバリアフリーの住戸を設けます。	
<b>日常生活用具給付事業 No.1-2-16 (再掲)</b>	
推進主体	社会福祉課
障害のある人の日常生活を容易にするために、日常生活用具、住宅改修費の給付を行います。	
<b>共同生活援助施設の安全確保の推進 No.6-1-3</b>	
推進主体	社会福祉課 防災安全課
『結城市地域防災計画』に基づく避難行動要支援者の安全確保のための備えに準じた障害のある人に対する体制の構築・確立を促進します。	
<b>居住系サービス（グループホーム） No.1-2-10 (再掲)</b>	
推進主体	社会福祉課
障害のある人が地域で安心して生活できるよう、共同生活を営む住居において相談支援、入浴、排せつまたは食事の介護等を行う「共同生活援助」を提供します。	

## 2 公共交通機関の充実

<b>市内巡回バス運行事業 No.6-2-1</b>	
推進主体	企画政策課
交通弱者の日常的な交通手段として、市内を8ルートに分け、日曜・祝日、お盆及び年末年始を除いて駅と市内の病院や公共施設等を結ぶ市内巡回バスを運行します。順次、停留所や運行ルートを含めた運行体制の見直しを図り、利便性の一層の向上を図っていきます。	

## 3 公共的施設のバリアフリー化等の推進

<b>結城駅のバリアフリー化の推進 No.6-3-1</b>	
推進主体	都市計画課
結城駅の既存の身体障害者用トイレの維持管理に努めるとともに、南口のエレベーター設置について推進します。	
<b>公共施設のバリアフリー化の推進 No.6-3-2</b>	
推進主体	契約管財課 都市計画課 公共施設を管理する課
誰もが利用しやすい公共施設となるよう、バリアフリー化を推進します。	
<b>公園のバリアフリー化の推進 No.6-3-3</b>	
推進主体	都市計画課
都市公園の新設にあたっては、ユニバーサルデザインによる整備を行うとともに、既存の公園についても、「結城市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例」に基づきバリアフリー化を検討・推進します。	

### 道路環境の整備の推進 No.6-3-4

推進主体 | 土木課

未舗装の整備や段差等の解消を計画的に進め、身体障害のある人や高齢者にとっても移動しやすい環境づくりに向けた整備に努めます。また、新規路線の整備については、「結城市道に係る移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例」の基準に基づき、安全で利用しやすい道路整備に努めます。

### 都市計画道路整備事業の推進 No.6-3-5

推進主体 | 都市計画課

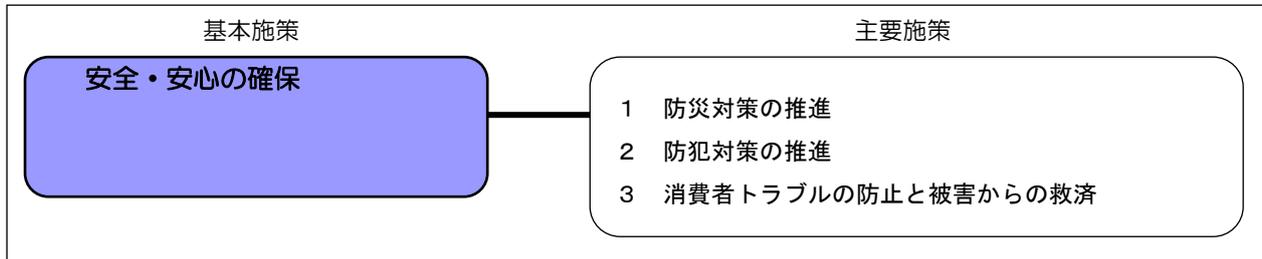
新規路線については、車いす利用者が通行しやすい段差のない形状と歩道幅員の確保に努めます。





## 第7章 安全・安心の確保

障害のある人が、地域社会において、安全・安心な生活を送ることができるよう、防災・防犯対策の推進、消費者被害からの保護等を行います。



### 【現状と課題】

- 障害のある人をはじめ誰もが安全に生活するために、風水害や地震などに対する防災対策は重要です。特に、災害が発生しまたは発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な人であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人（以下「避難行動要支援者」と言います。）への配慮は、大きな課題となっています。
- アンケート調査結果によると、火事や地震等の災害時に困ることについては、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」（47.7%）、「投棄や治療が受けられない」（41.9%）、「安全なところまで迅速に避難することができない」（37.8%）との回答が多くなっています。
- 過去に国内で発生した大規模災害においても、障害のある人の災害情報の取得や避難行動、そして避難所での生活への配慮が課題となっており、本市においても、避難行動要支援者の実情を把握して、避難支援にかかわる関係者等と連携を図りながら早急に支援体制を整えていく必要があります。
- 障害のある人の災害時の避難生活の場となる「福祉避難所」について、民間の福祉施設等を活用した新たな福祉避難所を設置するなど、障害のある人が安心して過ごすことができる避難所の整備が求められています。
- 多発する消費者被害に遭いやすい障害のある人の利益擁護等を図るため、適切な情報提供・啓発のほか、障害のある人の立場に立った支援策が求められています。

### 〈施策の内容〉

- 障害のあるなしにかかわらず全ての市民が必要な情報を速やかに入手できるような伝達方法を確保するとともに、災害発生時の避難行動に支援を必要とする避難行動要支援者が安全かつ的確に避難できるよう、地域における避難支援体制の整備を推進します。
- 障害のある人が居住する住宅や生活する施設等における犯罪や事故の発生を防止するために、地域の防犯体制の整備への支援を継続します。

- 「消費生活センター」の周知を図り、障害のある人の消費者被害の防止や被害からの救済に努めます。

## 〔詳細な取組み〕

### 1 防災対策の推進

<b>避難行動要支援者に配慮した災害発生時に備える組織づくりと訓練の実施 No.7-1-1</b>	
推進主体	防災安全課
関係機関と連携して地域住民等が一体となった「自主防災組織」等の組織の結成促進・育成を推進し、地域の防災体制づくりに努めます。また、防災行政無線を活用した自治会単位等の防災訓練を実施し、普及啓発を図ります。	
<b>災害発生時の障害特性に配慮した情報伝達体制の整備 No.2-4-3（再掲）</b>	
推進主体	防災安全課 社会福祉課
防災行政無線を活用して情報伝達を行うとともに、関係機関と連携し、障害のある人に配慮した情報伝達体制を確立・強化します。	
<b>避難行動要支援者名簿及び個別計画の作成更新 No.7-1-2</b>	
推進主体	社会福祉課 長寿福祉課 防災安全課 健康増進課
緊急災害時に支援が必要な高齢者や障害のある人が迅速かつ的確に避難できるよう、「避難行動要支援者名簿」を作成更新し、「誰を」「どこに」「どうやって避難させるか」というような支援に必要な事項を個別に示した「個別計画」を作成更新していきます。	
<b>障害のある人が安心して避難できる避難所の確保 No.7-1-3</b>	
推進主体	防災安全課 社会福祉課 介護保険課
社会福祉施設をあらかじめ「福祉避難所」として指定するとともに、避難行動要支援者やその避難支援者を中心とした住民への、福祉避難所に関する情報の周知の徹底を図ります。	
<b>Eメールなどによる119番通報体制の周知 No.7-1-4</b>	
推進主体	社会福祉課 防災安全課
口頭での119番通報が困難な障害のある人が火災や救急時に携帯電話・スマートフォン等を用いて通報できるシステム「NET119」の周知を進めます。	

### 2 防犯対策の推進

<b>「自主防犯組織」の結成促進と育成・支援 No.7-2-1</b>	
推進主体	防災安全課
自治会を単位とする「自主防犯組織」の結成促進と育成支援を行います。	
<b>交通安全事業の推進 No.7-2-2</b>	
推進主体	防災安全課
警察署、交通安全関係機関・団体と協力して交通安全意識や具体的対策の普及を図り、障害のある人に配慮したマナー向上の推進に努めます。	

地域見守り協定 No.7-2-3	
推進主体	社会福祉課 長寿福祉課 子ども福祉課
一人暮らしの高齢者等見守りが必要な人たちが、住み慣れた地域の中で安心して暮らし続けられるよう、市内の企業等の日常の業務の範囲内での安否確認を目的とした地域の見守り体制の構築をめざし、市内の企業等との「結城市地域見守り活動に関する協定」の締結を推進します。	

### 3 消費者トラブルの防止と被害からの救済

消費生活センター相談事業の利用促進 No.7-3-1	
推進主体	商工観光課
広報による周知や民生委員・児童委員の協力等により、消費生活センター相談の利用促進を図ります。	
悪質商法対策の周知 No.7-3-2	
推進主体	商工観光課
消費生活センターを活用し、広報による周知や啓発物の配布に加え、「出前講座」や啓発イベントを行います。	
成年後見制度利用支援事業 No.7-3-3 ※再掲あり	
推進主体	社会福祉課 地域包括支援センター
知的障害、精神障害や認知症等により判断能力が十分でない人の日常生活を法的に支援する成年後見制度について、申立てに要する経費及び後見人の報酬を助成することにより、制度の利用を支援します。	
成年後見制度法人後見支援事業 No.7-3-4 ※再掲あり	
推進主体	社会福祉課 社会福祉協議会
成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の研修や活動を支援します。	

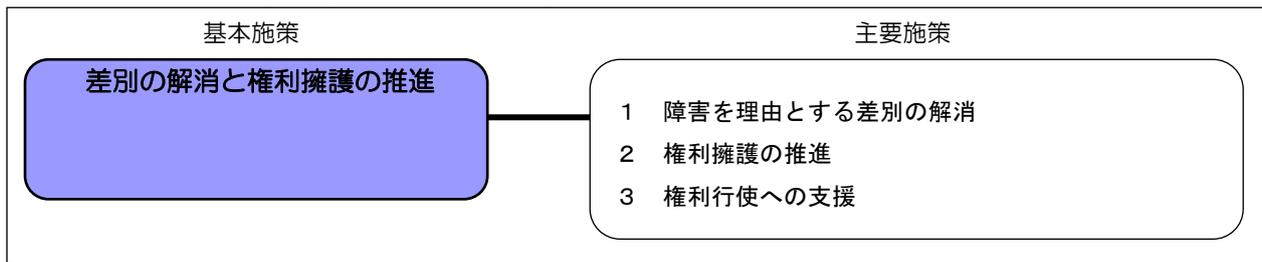




## 第8章 差別の解消と権利擁護の推進

障害のあるなしによって分け隔てられることなく、全ての人が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、障害を理由とする差別の解消に取り組みます。あわせて、障害者虐待の防止等、障害のある人の権利擁護のための取り組みを推進するとともに、障害者理解の促進を図ります。

また、障害のある人がその権利を円滑に行使することができるよう、選挙における配慮等に努めます。



### 【現状と課題】

- 障害のある人が、住み慣れた地域でその人らしく自立して生活するためには、障害や障害のある人への市民の理解の一層の促進を図るとともに、障害を理由とする差別の解消や障害者虐待の防止のほか、成年後見制度の利用促進などの取り組みを進めることも重要です。本市では、障害者虐待の相談・通報窓口として2012(平成24)年10月に市社会福祉課に「障害者虐待防止センター」を設置して対応を図ってきました。
- アンケート調査結果によると、“障害があることで差別やいやな思いをする(した)ことの経験”の回答割合は、「少しある」(16.2%)とした人も含めて32.9%となっています。また、差別やいやな思いをした場所としては、「外出先」(44.4%)という回答が最も多く、次いで「学校・仕事場」(39.5%)が多く、「住んでいる地域」(23.1%)が続き、日常生活の身近な場においても差別やいやな思いをしている人が多いことが分かりました。このことから、地域、学校、職場等の障害のある人の身近な所から、障害や障害のある人への理解促進を図る必要があることが明らかになっています。
- 2016(平成28)年4月に施行された「障害者差別解消法」においては、行政機関等がその事務または事業を行うに当たり、障害のある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表示があった場合は、必要かつ合理的な配慮をしなければならないこととされています。「社会的障壁の除去についての必要かつ合理的な配慮」とは、「障害のある人が日常生活や社会生活において受ける様々な制限をもたらす原因となる社会的な障壁を取り除くため、その実施に伴い負担が過重でない場合に、特定の障害のある人に対して個別の状況に応じて講じられるべき措置」とされています。

- 2017(平成 29)年に策定された『成年後見制度利用促進基本計画』において、全国どの地域でも必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域で「権利擁護支援ネットワーク」の構築を図ることとされ、2021(令和 3)年度末までに、ネットワークの中核となる機関を設置し中核機関に期待される機能の段階的・計画的整備に向けた「市町村計画」を策定すること、とされています。国の意向に合わせ、本市でも体制整備を検討していく必要があります。
- 2013(平成 25)年 6 月に「成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律」が施行され、成年被後見人は選挙権・被選挙権を有することになりました。
- 2017(平成 29)年 7 月にヘルプマークが J I S (案内用図記号)に追加され、全国で配布、啓発されています。本市においては、結城市地域自立支援協議会の下部組織、権利擁護部会で作成したヘルプカードも併せて配布、啓発しています。

## 《施策の内容》

- 障害を理由とする差別の解消のため、その理解・啓発を図るほか、「障害者虐待防止法」の適切な運用を通じて障害者虐待の防止に努めます。また、障害のある人の権利擁護を図るため、成年後見制度の適切な利用を支援・促進します。
- 広く市民に障害や障害のある人への正しい理解を促進するため、幅広い広報・啓発に努めます。
- 障害のある人が適切な配慮を受けることができるよう、窓口等の体制づくり・体制強化に努めます。
- 選挙事務を行うにあたって、障害のある人がその権利を円滑に行使することができるよう、配慮を行います。

## 〔詳細な取組み〕

### 1 障害を理由とする差別の解消

<b>人権意識高揚に関する事業の開催・啓発広報 No.8-1-1</b>	
推進主体	生涯学習課 人権推進課
市民の人権意識の高揚を図るために、人権講演会を開催します。	
<b>福祉教育の推進 No.8-1-2</b>	
推進主体	学校教育課 指導課
道徳や「総合的な学習」の時間、学校教育全体を通じて福祉教育を推進します。	
<b>地域交流の支援促進 No.8-1-3</b>	
推進主体	学校教育課 指導課
「交流及び共同学習」を促進して障害のある子どもと障害のない子どもが幼少時から自然に共に学ぶ環境を整備し、「インクルーシブ教育」を進めます。	

<b>「結城市手をつなぐ育成会」への支援 No.8-1-4</b>	
推進主体	学校教育課
育成会の広報や活動への支援を行い、会の活動を通じた人権意識の高揚や福祉教育の推進を図ります。	
<b>「障害者週間」の周知・障害者理解促進事業 No.8-1-5</b>	
推進主体	社会福祉課 社会福祉協議会
障害や障害のある人への理解を深め、また、障害のある人の社会参加意識を高めるため「障害者週間」に合わせて、市民への普及啓発活動を実施します。	
<b>精神保健福祉市民講座 No.3-3-7（再掲）</b>	
推進主体	健康増進課
精神障害について正しい理解の促進と普及啓発を行うとともに、地域で支え合う力を高めるために、市民講座を行います。	
<b>市職員の障害のある人への理解の促進 No.8-1-6</b>	
推進主体	総務課
市職員を対象に、障害のある人に関する理解を促進するために必要な研修を実施し、窓口等における障害のある人への配慮の徹底を図ります。	
<b>結城市差別解消支援地域協議会 No.8-1-7</b>	
推進主体	社会福祉課
「結城市地域自立支援協議会」の委員が兼ね障害者差別解消に向けた情報共有や推進啓発に関する協議を行います。	

## 2 権利擁護の推進

<b>事務・事業実施における「合理的配慮」の実施 No.8-2-1</b>	
推進主体	全課
市の事務・事業の実施にあたり、「障害者差別解消法」に基づき、障害のある人が必要とする社会的障壁（社会の壁）の除去の実施について「合理的な配慮」を行います。	
<b>障害者虐待防止対策支援事業 No.8-2-2</b>	
推進主体	社会福祉課
社会福祉課に「障害者虐待防止センター」を設置し、障害者虐待の通報に対応します。また、虐待をしてしまった養護者に対しても支援し、地域全体で虐待防止に努めます。	
<b>結城市地域自立支援協議会「権利擁護部会」 No.8-2-3</b>	
推進主体	社会福祉課
結城市地域自立支援協議会の下部組織として、関係機関の福祉専門職、警察署等で構成する「権利擁護部会」において障害者の差別解消、虐待防止、成年後見制度の利用促進に努めます。	
<b>日常生活自立支援事業 No.8-2-4</b>	
推進主体	社会福祉協議会
認知症高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人等のうち判断能力が不十分な人等について、地域で自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などの援助を行います。	

<b>成年後見制度利用支援事業 No.7-3-3 (再掲)</b>	
推進主体	社会福祉課 地域包括支援センター
知的障害、精神障害や認知症等により判断能力が十分でない人の日常生活を法律的に支援する成年後見制度について、申し立てに要する経費及び後見人の報酬を助成することにより、制度の利用を支援します。	
<b>成年後見制度法人後見支援事業 No.7-3-4 (再掲)</b>	
推進主体	社会福祉課 社会福祉協議会
成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の研修や活動を支援します。	

### 3 権利行使への支援（選挙における配慮等）

<b>選挙に関する情報の提供 No.8-3-1</b>	
推進主体	選挙管理委員会事務局
視覚障害のある人のために、候補者の氏名、経歴、政見等や投票方法についての点字による資料、音声版の資料を市内公共施設等に設置し、障害特性に応じた情報提供の充実に努めます。	
<b>投票所における配慮の実施 No.8-3-2</b>	
推進主体	選挙管理委員会事務局
<b>[バリアフリー化]</b>	
投票所出入口等にスロープを設置して段差解消を図ります。また、投票所施設の視覚障害者用誘導ブロックや障害者専用駐車場を積極的に活用します。	
<b>[移動に困難を抱える人への対応]</b>	
移動に困難を抱える人のために車いすを常備し、車いす専用の投票記載台を設置します。	
<b>[点字投票]</b>	
点字による候補者名簿を掲示し、点字投票用の投票用紙・点字器を用意します。	
<b>[代理投票等]</b>	
投票用紙に文字を記載できない人に関して、代理により適正かつ円滑な投票ができるよう配慮します。また、成年被後見人の選挙権が回復したことを踏まえ、判断能力が不十分な障害のある人等に、投票方法等のわかりやすい説明や懇切丁寧な対応を行ったうえで、自らの意思で円滑な投票ができるよう配慮します。	

## 投票機会の確保 No.8-3-3

推進主体 選挙管理委員会事務局

### [指定病院等における不在者投票]

指定病院等に入院している人がその病院等で不在者投票をできるよう配慮します。

### [郵便等による不在者投票]

身体障害者手帳または戦傷病者手帳の交付を受けている重度の障害のある人のうち一定の障害程度の人、もしくは介護保険で要介護認定区分が「要介護5」の人に「郵便投票証明書」を交付し、自宅で投票できるよう配慮します。





## 第9章 重点施策

本計画の「重点施策」として、次の3つの事項を設定します。

### (1) 就労の場の確保と就労支援の充実 (→「第5章 雇用・就業、経済的自立の支援」)

障害のある人の就労に関しては、企業の障害者理解の促進や就労支援制度の啓発を通じた就労の場の確保が必要であるとともに、就労支援に関わる諸機関との連携による就職までの支援及び就職後の職場定着支援が求められています。

また、「就労移行支援」や「就労定着支援」、「就労継続支援」などの個々の障害福祉サービスの充実や各サービスの連携など、地域における一般就労に向けた仕組みづくりが重要となります。

- 企業の障害のある人への理解の促進
- 就労に関する相談支援体制の充実と相談窓口の充実
- 相談窓口の充実
- 職場の定着支援

等

### (2) 権利擁護の取り組みの推進 (→「第8章 差別の解消と権利擁護の推進」)

「障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例」(茨城県障害者権利条例)の内容も踏まえながら、障害のある人の権利を擁護し、差別や人権侵害の解消・防止のための取り組みを進めていくことが必要です。

- 障害のある人に対する差別や人権侵害等の解消
- 成年後見制度や日常生活自立支援事業利用の支援
- 障害のある人の虐待等の防止や早期発見・対応等
- 選挙時の配慮等

等

### (3) 災害時に備えた取り組みの充実 (→「第7章 安全・安心の確保」)

障害のある人を災害から守るために、災害時のコミュニケーション手段の確保など、普段からの障害の特性に配慮した災害時支援体制の確立が求められます。

- 障害の特性に配慮した支援体制づくり
- 平時における災害時避難行動要支援者の把握
- 災害時のコミュニケーション手段の確保
- 障害のある人の避難場所の確保・整備

等



## 第Ⅲ部 障害福祉計画・障害児福祉計画

(障害福祉サービスの推進)





## 第1章 成果目標（数値目標）

本計画の推進にあたり、国の指針の内容に準じて、本市における 2023(令和5)年度末までの成果目標（数値目標）を定めます。

### （1）施設入所者の地域生活への移行

#### ◆国「基本指針」の内容

- ・地域移行者数：2019(令和元)年度末施設入所者の（6%）以上
- ・施設入所者数：2019(令和元)年度末の（1.6%）以上削減

#### ◆市の目標値（国の成果目標に基づく）

●2019(令和元)年度末の施設入所者数	55人
・2023(令和5)年度末の地域生活移行者数	4人
・2023(令和5)年度末の施設入所者数	54人

#### ■市の考え方

2023(令和5)年度末時点の施設から地域生活に移行した人数を、2019(令和元)年度末時点での施設入所者数55人の7.3%にあたる4人に、2023(令和5)年度末時点の施設入所者数については、2019(令和元)年度末時点の施設入所者数55人の1.8%にあたる1人を削減し、54人とすることを目標値に定め、地域移行を推進していきます。

### （2）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

#### ◆国「基本指針」の内容

- ・保健・医療・福祉関係者による「協議の場」（各圏域、各市町村）の設置
- ・精神病床の1年以上長期入院患者数の目標値の設定
- ・精神病床の早期退院率の目標値の設定

#### ◆市の考え方

保健・医療・福祉関係者による「協議の場」を2019(令和元)年度に市においても開始しました。入院中の精神障害のある人の地域生活への移行については、茨城県の目標値を踏まえながら、引き続き関係機関と連携し、相談支援や福祉サービスの充実、居住の場の確保、障害への理解促進のための啓発などを通じて、精神障害のある人が地域で安心して暮らせるための取組みの充実に努めます。

### (3) 地域生活支援拠点等の整備

#### ◆国「基本指針」の内容

障害のある人の居住や地域支援機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門性）を集約する拠点等について、各市町村または各圏域に少なくとも1つ整備。

#### ◆市の考え方

障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた視点に立ち、本市において地域生活支援拠点を2021(令和3)年度に整備します。市において直営で実施する基幹相談支援センターを相談機能の中核として位置づけ、市内関係機関と連携して面的整備方で拠点の整備を進めていきます。

### (4) 福祉施設から一般就労への移行

#### ◆国「基本指針」の内容

- ・一般就労への移行者数：2019(令和元)年度の1.27倍
- ・就労定着支援事業利用者：2023(令和5)年度の一般就労移行者のうち7割以上が利用【新規項目】
- ・就労定着率8割以上の「就労定着支援」事業所：7割以上【新規項目】

#### ◆市の目標値（国の成果目標に基づく）

●2019(令和元)年度末の一般就労移行者数	3人
●2023(令和5)年度末の一般就労移行者数	4人
●2023(令和5)年度末の就労定着支援事業利用者数	3人
●2023(令和5)年度末の市内就労定着支援事業所数	1事業所

#### ◆市の考え方

2023(令和5)年度において就労移行支援事業所等から一般就労に移行する人数を、2019(令和元)年度実績の1.3倍にあたる4人に、また就労定着支援事業の利用者数を、その4人の7割5分に当たる3人と目標値を定めます。

また、就労定着支援事業所ごとの就労定着率については、国指針の目標に準じ、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上と目標値を定め、一般就労移行を促進していきます。

## (5) 障害児支援の提供体制の整備等

### ◆国「基本指針」の内容

- ・「児童発達支援センター」を各市町村に最低1か所設置
- ・「保育所等訪問支援」を利用できる体制を各市町村で構築
- ・主に重症心身障害児を支援する「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」事業所を各市町村に最低1か所以上
- ・医療的ケア児支援の「協議の場」（各都道府県、各圏域、各市町村）の設置（令和5年度末までに）
- ・難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の構築・確保（新規項目・都道府県）

### ◆市の考え方

重症心身障害のある児童が地域での生活を継続するため、心身の状況に応じた適切な保健、医療、障害福祉、保育、教育などの関連する各分野の支援を受けられるよう、連絡調整等を行う体制の整備に継続的に努めていきます。

## (6) 相談支援体制の充実・強化等 【新規項目】

### ◆国「基本指針」の内容

2023(令和5)年度末までに、各市町村または各圏域で、総合的・専門的な相談支援の実施と地域の相談支援体制の強化を図る。

### ◆市の考え方

本市において2021(令和3)年度に基幹相談支援センターを設置し、地域生活支援拠点の整備、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、成年後見制度の利用促進等、総合的・専門的な相談支援を実施します。また、地域の相談支援事業者への専門的な指導助言や事業者・当事者（ピアサポート）の人材育成支援を実施を目指します。

## (7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する体制の構築 【新規項目】

### ◆国「基本指針」の内容

2023(令和5)年度末までに、各都道府県や各市町村で、障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

### ◆市の考え方

市内の障害福祉サービス事業所の質の向上を図るため、2023(令和5)年度末までに「障害者自立支援審査支払等システム」における審査結果を分析し、結果を事業所等と共有する体制を構築します。



## 第2章 障害福祉サービスの見込量と確保策

### 1 障害福祉サービスの体系

障害福祉サービスは、「自立支援給付（事業）」と「地域生活支援事業」に大別されます。

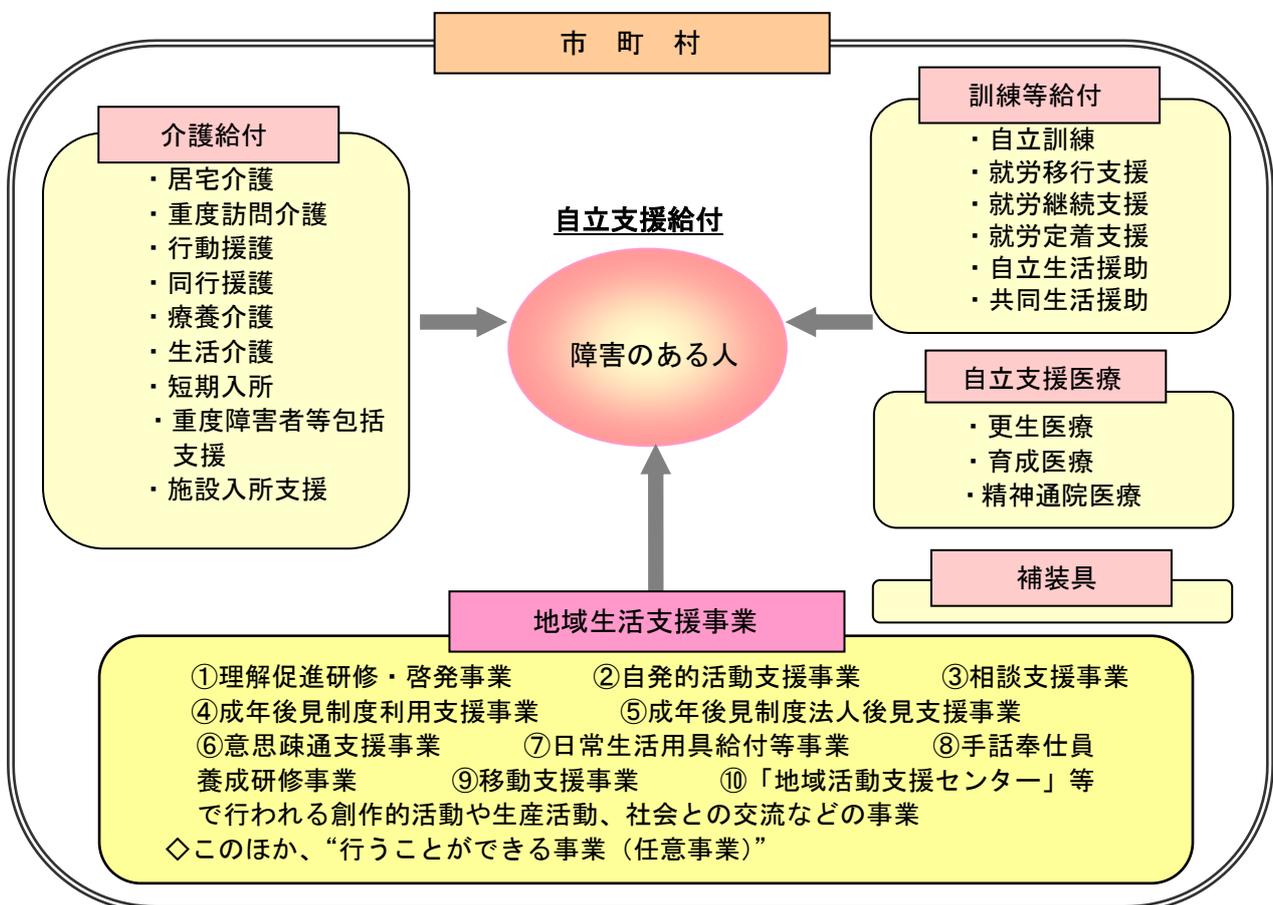
「自立支援給付」は、障害支援区分が一定以上の人に生活または療育上の介護等を行う「介護給付」や、身体機能や生活面、就労の訓練を行う「訓練等給付」、医療費助成の「自立支援医療」、障害のある人の失われた機能を補完する「補装具」の購入や修理を助成する補装具給付があります。

「地域生活支援事業」は、地域の特性や利用者の状況に応じたサービス事業や、「成年後見制度」利用、障害のある人等への理解を深める研修・啓発事業などを実施します。

他に、地域生活への移行や定着のための相談支援、及びサービス利用のための計画相談を行う「相談支援給付」があります。

また、障害のある子どもの通所サービスは、2012(平成24)年4月の児童福祉法等の改正により、新たに「障害児通所支援」としてサービス体系が再編され、「障害児通所給付」として位置づけられています。

障害のある人の自立支援システムのイメージ



## 2 「自立支援給付」のサービス量の見込みと確保

### (1) 訪問系サービス

「訪問系サービス」は、在宅で利用するサービスで、「居宅介護」「重度訪問介護」「同行援護」「行動援護」「重度障害者等包括支援」の5種類のサービスです。

#### ① 居宅介護

対象者	実施内容
障害のある人（「障害支援区分1」以上）	障害のある人の自宅へホームヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事などの身体介護、洗濯・掃除などの家事援助を行います。

#### ■実績とサービス見込量(1か月あたり)

居宅介護	第5期計画実績			第6期計画見込		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数(人)	4.6	4.7	4.9	5.1	5.3	5.5
延べ利用時間(時間)	68.1	72.6	75.7	78.7	81.7	84.7

※令和2年度は見込値、実績・見込みは、1か月当たりの数値。

#### ■市の考え方

近年の利用実績は微増傾向にあり、2020(令和2)年度から在宅の障害のある方へのサービス利用制度が浸透してきていることから、今後も増加すると見込みました。見込量は、これまでの利用者数の伸びと障害のある人の増加を勘案して設定しました。

#### ② 重度訪問介護

対象者	実施内容
重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人及び重度の知的、精神障害者で行動障害がある人（「障害支援区分4」以上）	自宅で入浴・排せつ・食事の介護、外出時の移動中の介護などを総合的に行います。

#### ■実績とサービス見込量(1か月あたり)

重度訪問介護	第5期計画実績			第6期計画見込		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数(人)	1	1	1	2	2	2
延利用時間(人*H/月)	14	15	16	30	30	30

※令和2年度は見込値、実績・見込みは、1か月当たりの数値。

## ■市の考え方

近年の利用実績は横ばいから微増の傾向にあり、今後も在宅の重度障害のある人及び増加分を見込みました。

### ③ 同行援護

対象者	実施内容
重度の視覚障害があり、移動に著しい困難がある人	外出時に同行して、移動に必要な情報の提供（代筆・代読含む）、移動の援護等の外出の支援を行います。

### ■実績とサービス見込量(1か月あたり)

同行援護	第5期計画実績			第6期計画見込		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数(人)	6	6	6	7	8	9
延べ利用時間(月)	81	77	80	93	106	119

※令和2年度は見込値、実績・見込みは、1か月当たりの数値。

## ■市の考え方

利用者が固定傾向にあり利用者数の実績は横ばいですが、1人当たりの利用量が増加していることから増加を見込みました。今後も広くサービス利用への周知を図ります。

### ④ 行動援護

対象者	実施内容
知的障害や精神障害によって行動上著しい困難のある人で、常に介護を必要とする人（「障害支援区分3」以上）	外出時の移動支援や危険回避のための支援を行います。

### ■実績とサービス見込量(1か月あたり)

行動援護	第5期計画実績			第6期計画見込		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数(人)	1	1	1	2	3	3
延べ利用時間(月)	0.5	0.5	0.5	1	2	2

※令和2年度は見込値、実績・見込みは、1か月当たりの数値。

## ■市の考え方

利用者の大幅な増加はありませんでしたが、今後も、障害のある方の日常生活を支援し社会参加を促進するため、広くサービス利用への周知・利用の増加を図ります。

### ⑤ 重度障害者等包括支援

対象者	実施内容
常に介護を必要とし、介護の必要度が著しく高い人（障害支援区分6）で、意思疎通が困難な人	必要な障害福祉サービス（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・短期入所・生活介護・共同生活援助など）を包括的に提供します。

### ■実績とサービス見込量（1か月あたり）

重度障害者等包括支援	第5期計画実績			第6期計画見込		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数(人)	0	0	0	1	1	1
延べ利用時間(月)	0	0	0	16	16	16

※令和2年度は見込値、実績・見込みは、1か月当たりの数値。

## ■市の考え方

令和2年度まで利用がありませんでしたが、今後も、重度障害のある人による1人分の利用を継続して見込みました。

## (2) 日中活動系サービス

「日中活動系サービス」は、通所や施設等における昼間の活動を支援するサービスのことで、介護給付と訓練等給付に区分されます。介護給付には「生活介護」、「療養介護」、「短期入所」があり、訓練等給付には「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」、「就労移行支援」、「就労継続支援（A型・B型）」、「就労定着支援」があります。

### ① 生活介護

対象者	実施内容
常に介護を必要とする人 ・49歳以下の場合「障害支援区分3」以上 ・50歳以上の場合「障害支援区分2」以上	サービス提供福祉施設で食事や入浴、排せつなどの介護や日常生活上の支援、創作的活動などの機会を提供します。

## ■実績とサービス見込量(1か月あたり)

生活介護		第5期計画実績			第6期計画見込		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数(人)	実績値	105	106	102	104	106	108
延べ利用者数(人日)	実績値	2,100	2,120	2,040	2,080	2,120	2,160

※令和2年度は見込値、実績・見込みは、1か月当たりの数値。

## ■市の考え方

市内に「生活介護」サービス提供事業所が設置されたことや、サービス利用制度が浸透してきていることから、今後も利用者及び利用量とも増加すると見込みました。

事業者の「質」の向上に努めるとともに、サービスの充実を図ります。

## ② 自立訓練(機能訓練)

対象者	実施内容
身体機能・生活能力の維持・向上のため、一定の支援が必要な身体障害のある人または難病等対象者	地域生活を営む上で必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、理学療法や作業療法などの身体的リハビリテーションや日常生活上の相談支援などを行います。

## ■実績とサービス見込量(1か月あたり)

自立訓練 (機能訓練)		第5期計画実績			第6期計画見込		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数(人)	実績値	1	0	1	1	2	3
延べ利用者数(人日)	実績値	8	0	12	12	14	36

※令和2年度は見込値、実績・見込みは、1か月当たりの数値。

## ■市の考え方

市内にサービス提供事業所はありませんが、近隣にサービス事業所が開設されたことで利用が促進されると考えられることから、増加すると見込みました。

今後も障害のある人の日常生活支援と社会参加の促進のため、広くサービス利用への周知・利用の増加を図ります。

### ③ 自立訓練(生活訓練)

対象者	実施内容
施設、通所、居宅において生活能力の維持・向上などの支援が必要な人	地域生活を営むため必要となる生活能力の維持・向上を図るため、食事や家事などの日常の生活能力を向上させるために必要な訓練や相談支援を行います。

#### ■実績とサービス見込量(1か月あたり)

自立訓練 (生活訓練)		第5期計画実績			第6期計画見込		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実利用者数 (人)	実績値	3	7	7	10	12	14
延べ利用者 数(人日)	実績値	42	112	112	160	192	224

※令和2年度は見込値、実績・見込みは、1か月当たりの数値。

#### ■市の考え方

今後は、施設入所者及び入院中の精神障害のある人の地域生活への移行を促進していく観点から、増加するものと見込みました。

### ④ 就労移行支援

対象者	実施内容
一般就労などを希望し、知識・能力の向上、実習、職場探しなどを通じて、適性に合った職場への就労などが見込まれる65歳未満の人	一般企業などへの移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援などを行います。

#### ■実績とサービス見込量(1か月あたり)

就労移行支援		第5期計画実績			第6期計画見込		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実利用者数 (人)	実績値	14	13	12	13	13	13
延べ利用者 数(人日)	実績値	224	208	228	247	247	247

※令和2年度は見込値、実績・見込みは、1か月当たりの数値。

#### ■市の考え方

サービス利用者は、今後とも同水準程度で推移すると見込みました。また、「結城市地域自立支援協議会」及び下部組織の「就労部会」において「障害者就業・生活支援センター」、公共職業安定所（ハローワーク）、企業関係者、教育関係機関、障害福祉サービス事業者と連携・協働して、就労支援に努めます。

### ⑤ 就労継続支援(A型)

対象者	実施内容
就労機会の提供を通じて生産活動に関する知識・能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能な65歳未満の人	通常の事業所に雇用されることが困難な人に雇用契約に基づく就労機会を提供するとともに、就労に必要な知識や能力を高めるための訓練や支援を行います。

#### ■実績とサービス見込量(1か月あたり)

就労継続支援 (A型)		第5期計画実績			第6期計画見込		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実利用者数 (人)	実績値	22	27	30	31	32	33
延べ利用者 数(人日)	実績値	440	540	600	620	640	660

※令和2年度は見込値、実績・見込みは、1か月当たりの数値。

#### ■市の考え方

近隣にサービス提供事業者が増加したことから、利用者及び利用量が急増しており、就労の場としての「就労継続支援A型」事業所のニーズも高まって、今後も増加すると見込みました。円滑にサービス利用ができるよう、事業所の情報提供の充実を図ります。

### ⑥ 就労継続支援(B型)

対象者	実施内容
就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない人や一定年齢に達している人で、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される人	通常の事業所に雇用されることが困難な人に就労や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない）するとともに、就労に必要な知識や能力を高めるための訓練や支援を行います。

#### ■実績とサービス見込量(1か月あたり)

就労継続支援 (B型)		第5期計画実績			第6期計画見込		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実利用者数 (人)	実績値	96	117	127	132	137	142
延べ利用者 数(人日)	実績値	1,728	2,106	2,413	2,508	2,603	2,698

※令和2年度は見込値、実績・見込みは、1か月当たりの数値。

#### ■市の考え方

利用者は増加傾向にあり、今後も増加するものと見込みました。

## ⑦ 就労定着支援

対象者	実施内容
就労移行支援事業等を利用して一般就労へ移行した障害者	就労に伴う環境変化により生活リズムや体調を崩す等の生活面の課題に対応するため、企業・関係機関・家族等との連絡調整等の支援を一定期間にわたり行います。

### ■実績とサービス見込量(1か月あたり)

就労定着支援	第5期計画実績			第6期計画見込		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数(人)	0	0	0	1	1	1
延べ利用者数(人日)	0	0	0	1	1	1

※令和2年度は見込値、実績・見込みは、1か月当たりの数値。

### ■市の考え方

2018(平成30)年4月から新たに創設された事業で、2021(令和3)年度から1人の利用を見込みました。

障害のある人の就労には重要な事業であり、サービス提供事業者と連携を図りながら、サービスの充実に努めます。

## ⑧ 療養介護

対象者	実施内容
医療が必要で、常に介護を必要とする人 ・ALS患者など人工呼吸器による呼吸管理を行っており、「障害支援区分6」の人 ・筋ジストロフィー患者や重症心身障害者で「障害支援区分5」以上の人	病院において医学的管理のもとに、食事や入浴、排せつなどの介護、日常生活上の支援などを行います。

### ■実績とサービス見込量(1か月あたり)

療養介護		第5期計画実績			第6期計画見込		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数(人)	実績値	4	4	4	4	4	5
延べ利用者数(人日)	実績値	120	122	122	122	122	150

※令和2年度は見込値、実績・見込みは、1か月当たりの数値。

### ■市の考え方

病院等の長期入院による医療的ケアに加え、常時介護が必要な「障害支援区分5」以上で重度障害のある人に限定されるサービスであるため、大きく増加はしないものとして2020(令和2)年度実績と同様に見込みました。

### ⑨ 短期入所(福祉型)

対象者	実施内容
居宅で介護を行う人が病気などで一時的に介護ができないために短期間の入所を必要とする人（「障害支援区分1」以上）	障害者支援施設やその他の施設において、短期間の入所の中で、入浴、排せつ、食事などの介護や日常生活上の支援を行います。

#### ■実績とサービス見込量(1か月あたり)

短期入所 (ショートステイ)		第5期計画実績			第6期計画見込		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実利用者数 (人)	実績値	20	20	20	22	24	26
延べ利用者 数(人日)	実績値	120	100	120	132	144	156

※令和2年度は見込値、実績・見込みは、1か月当たりの数値。

#### ■市の考え方

近年の利用実績は、横ばい傾向にありますが、在宅で介護を行う人が高齢化していることなどを考慮し、今後も増加していくと見込みました。

### ⑩ 短期入所(医療型)

対象者	実施内容
居宅で介護を行う人が病気などで一時的に介護ができないために、医療機関において支援を必要とする人（療養介護対象者、重症心身障害児）	医療機関において短期間の中で、入浴・排せつ・食事などの介護やその他必要な支援を行います。

#### ■実績とサービス見込量(1か月あたり)

短期入所 (ショートステイ)		第5期計画実績			第6期計画見込		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実利用者数 (人)	実績値	0	0	0	0	0	1
延べ利用者 数(人日)	実績値	0	0	0	0	0	12

※令和2年度は見込値、実績・見込みは、1か月当たりの数値。

#### ■市の考え方

2020(令和2)年度まで利用がありませんでしたが、2023(令和5)年度に、1人の利用を見込みました。

### (3) 居住系（居住支援・施設系）サービス

居住系サービスには、第5期計画期間から新たに創設された「自立生活援助」と介護給付の「施設入所支援」、訓練等給付の「共同生活援助」（グループホーム）があります。

#### ① 自立生活援助

対象者	実施内容
「施設入所支援」や「共同生活援助」を利用している障害のある人で、一人暮らしを希望する人	地域生活に必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や電話等による随時の対応による相談・助言等の必要な支援を行います。

#### ■実績とサービス見込量(1か月あたり)

自立生活援助		第5期計画実績			第6期計画見込		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数(人)	実績値	0	0	0	1	1	1

※令和2年度は見込値、実績・見込みは、1か月当たりの数値。

#### ■市の考え方

法改正により2018(平成30)年4月から新たに創設された事業であり、2021(令和3)年度に1人の利用を見込みました。

サービス提供事業者と連携を図りながら、サービスの充実に努めていきます。

#### ② 共同生活援助(グループホーム)

対象者	実施内容
就労または就労継続支援などの日中活動の場を利用している障害のある人	共同生活を営むべき住居において、主として夜間に、入浴・排せつまたは食事の介護その他必要な日常生活上の支援や相談を行います。

#### ■実績とサービス見込量(1か月あたり)

共同生活援助(グループホーム)		第5期計画実績			第6期計画見込		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数(人)	実績値	65	68	73	76	79	82

※令和2年度は見込値、実績・見込みは、1か月当たりの数値。

#### ■市の考え方

利用者は増加傾向にあり、また、福祉施設や精神科病院からの地域生活への移行を促進することから、増加すると見込みました。利用者が本人の障害の状況等に合った事業者を選択できるよう、事業者についての情報提供を行います。

### ③ 施設入所支援

対象者	実施内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>生活介護利用者のうち、「障害支援区分4」以上の人（50歳以上の場合は、「障害支援区分3」以上）</li> <li>自立訓練または、就労移行支援の利用者のうち、入所させながら訓練等実施が必要・効果的であると認められた人または通所することが困難な人</li> </ul>	施設に入所する障害者につき、主に夜間において入浴、排せつなどの介護やその他の必要な日常生活上の支援を行います。

#### ■実績とサービス見込量(年間)

施設入所支援		第5期計画実績			第6期計画見込		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数(人)	実績値	61	55	59	59	60	54

※令和2年度は見込値、実績・見込みは、1年間の数値。

#### ■市の考え方

利用者はほぼ横ばいで推移しており、今後は、国の基本指針に基づいて入所者の地域生活への移行を促進し、2019(令和元)年度末の施設入所者55人の1.8%に当たる1人を、2023(令和5)年度末までに削減すると見込みました。

### (4) 補装具費の給付

身体に装着(装用)することで身体機能を補完・代替し、日常生活や就学・就労に、長期間にわたって継続して使用される補装具(義肢、車いすなど)の購入費や修理費、貸与への給付を行います。

#### ■実績とサービス見込量(年間)

補装具費		第5期計画実績			第6期計画見込		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
交付・修理	実績(件)	81	79	81	85	85	85

※実績・見込みは、年間当たりの数値。

#### ■市の考え方

補装具を必要とする身体障害のある人のニーズを的確に把握するとともに、サービスが供給不足にならないよう、提供事業者との円滑な連携を図ります。

### 3 相談支援のサービス量の見込みと確保

#### (1) 計画相談支援

##### 計画相談支援

対象者	実施内容
障害福祉サービスの利用者	障害福祉サービス利用者を対象に、「サービス等利用計画」の作成や事業者等との連絡調整、定期的なモニタリングによる利用状況の検証、計画の見直し等を行います。

##### ■実績とサービス見込量(年間)

計画相談支援		第5期計画実績			第6期計画見込		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数 (年間:人)	実績値	351	363	378	388	398	408

※実績・見込は、年間当たりの数値。

##### ■市の考え方

利用者数は、今後も増加すると見込みました。利用者が適切にサービスを利用して充実した生活ができるよう、相談支援事業所等との連携を強化していきます。

#### (2) 地域相談支援

##### ① 地域移行支援

対象者	実施内容
福祉施設の入所者及び入院中の精神障害者で地域生活へ移行する人等	住宅の確保その他、地域生活に移行するための相談などを実施します。

##### ■実績とサービス見込量(年間)

地域移行支援		第5期計画実績			第6期計画見込		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数 (年間:人)	実績値	0	0	0	1	1	1

※実績・見込みは、年間当たりの数値。

##### ■市の考え方

2020(令和2)年度まで利用がありませんでしたが、受け入れ可能な事業所との調整を図りながら毎年度1人の利用を見込み、障害のある人の地域生活への移行を促進します。

## ② 地域定着支援

対象者	実施内容
居宅において一人暮らしの障害のある人や、家族の状況等により同居している家族による支援が受けられない障害のある人	常時の連絡体制を確保し、緊急事態等の相談その他必要な支援を行います。

### ■実績とサービス見込量(年間)

地域定着支援		第5期計画実績			第6期計画見込		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数 (年間:人)	実績値	0	0	0	1	1	1

※実績・見込みは、年間当たりの数値。

### ■市の考え方

2020(令和2)年度まで利用がありませんでしたが、受け入れ可能な事業所との調整を図りながら毎年度1人の利用を見込み、障害のある人の地域生活への移行を促進します。

## 4 障害のある子どもへの支援

第5期障害福祉計画期間から、新たに「障害児福祉計画」も定めることが義務づけられました。

本市では、改正法施行前から児童福祉法に基づくサービスを実施してきましたが、「共生社会」の形成を促進し、教育・保育等とも連携して、乳幼児期から日常生活の支援が必要な子どもたちへのサービスの確保に努めていきます。

### (1) 障害児通所支援

#### ① 児童発達支援

対象者	実施内容
心身に障害または発達の遅れがある未就学児	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。

#### ■実績とサービス見込量(1か月あたり)

児童発達支援	障害児福祉計画(第1期)実績			障害児福祉計画(第2期)見込		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数(人)	48	47	50	51	52	53
延べ利用者数(人日)	242	209	212	232	254	278

※令和2年度は見込値、実績・見込みは、1か月当たりの数値。

#### ■市の考え方

市内でサービス提供事業者が増加し、利用者・利用量が急増したことから、今後とも増加すると見込みます。

#### ② 放課後等デイサービス

対象者	実施内容
心身に障害または発達の遅れがあり、学校教育法第1条に規定する学校に就学し、授業の終了後または休業日に支援が必要と認められた障害のある児童	生活能力の向上のために必要な訓練、地域や社会との交流促進を行います。

#### ■実績とサービス見込量(1か月あたり)

放課後等デイサービス	障害児福祉計画(第1期)実績			障害児福祉計画(第2期)見込		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数(人)	83	87	81	84	88	92
延べ利用者数(人日)	1,134	1,277	1,150	1,164	1,179	1,194

※令和2年度は見込値、実績・見込みは、1か月当たりの数値。

## ■市の考え方

市内でサービス提供事業者が増加したことなどから、利用者・利用量が急増しており、今後も増加すると見込みます。

### ③ 保育所等訪問支援

対象者	実施内容
保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定子ども園、乳児院、児童養護施設その他児童が集団生活を営む施設(放課後児童クラブ等)に通う障害児であって、専門的な支援が必要と認められた障害児	保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援やその他必要な支援を行います。

### ■実績とサービス見込量(1か月あたり)

保育所等訪問支援	障害児福祉計画(第1期)実績			障害児福祉計画(第2期)見込		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数(人)	0	3	0	3	3	3
延べ利用者数(人日)	0	3	0	3	3	3

※令和2年度は見込値、実績・見込みは、1か月当たりの数値。

## ■市の考え方

保育所等訪問支援については、乳児院・児童養護施設の障害児に対象が拡大されることを勘案し、今後も増加していくものと見込みます。

### ④ 居宅訪問型児童発達支援

対象者	実施内容
重症心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援等を受けるための外出が著しく困難な障害児	障害児の居宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

### ■実績とサービス見込量(1か月あたり)

居宅訪問型児童発達支援	障害児福祉計画(第1期)実績			障害児福祉計画(第2期)見込		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数(人)	0	0	0	1	1	1
延べ利用者数(人日)	0	0	0	1	1	1

※令和2年度は見込値、実績・見込みは、1か月当たりの数値。

## ■市の考え方

改正法により 2018(平成 30)年度から新たに創設された事業であり、これまでに実績はありませんが、外出が著しく困難な重度障害児の居宅を訪問しての指導は重要な事業であり、2021(令和 3)年度から利用があると見込みます。

### ⑤ 医療型児童発達支援

対象者	実施内容
肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練または医学的管理下での支援が必要であると認められた児童	理学療法等の機能訓練または医学的管理下での「児童発達支援」及び治療を行います。

### ■実績とサービス見込量(1か月あたり)

医療型児童発達支援	障害児福祉計画(第1期)実績			障害児福祉計画(第2期)見込		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数(人)	0	0	0	1	1	1
延利用者数(人日)	0	0	0	1	1	1

※令和2年度は見込値、実績・見込みは、1か月当たりの数値。

## ■市の考え方

これまでに実績はありませんが、2021(令和 3)年度から1人の利用を見込みます。

## (2)障害児相談支援

### ◎障害児相談支援

対象者	実施内容
障害児通所支援の利用者	「障害児支援計画」の作成や事業者等との連絡調整、定期的なモニタリングにより、利用状況の検証、計画の見直し等を行います。

### ■実績とサービス見込量(年間)

障害児相談支援	障害児福祉計画(第1期)実績			障害児福祉計画(第2期)見込		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数(人)	174	177	180	183	186	189

※実績・見込みは、年間の数値。

## ■市の考え方

利用者が大きく増加しており、今後も増加が続くと見込みます。利用者が適切にサービスを利用し充実した生活ができるよう、障害児相談支援事業所等との連携を強化します。

## 5 地域生活支援事業

「地域生活支援事業」は、障害者総合支援法第 77 条に基づき、障害のある人及び障害のある子どもが自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に対応することにより、効果的・効率的に実施する事業です。障害福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず誰もが相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことを目的としています。

### (1)理解促進研修・啓発事業

障害のある人が日常生活及び社会生活を営むうえで生じる「社会的障壁（社会のかべ）」を無くすため、市民に対して、障害のある人への理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。

#### ■実績と実施見込

理解促進研修 ・啓発事業		第5期計画実績			第6期計画見込		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実施状況	実績	実施	実施	実施	実施	実施	

#### ■市の考え方

地域共生社会の実現に向けて、障害や障害のある人への理解を深めるため、今後も継続して実施していきます。

### (2)自発的活動支援事業

障害のある人・その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、ボランティア活動等）を支援します。

#### ■実績と実施見込

自発的活動支援事業		第5期計画実績			第6期計画見込		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実施状況	実績	—	実施	実施	実施	実施	

#### ■市の考え方

障害のある人等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう支援する事業の一環として、継続して実施していきます。

### (3) 相談支援事業

障害のある人や介護者、保護者等からの相談に応じて、必要な情報提供や助言、福祉サービス利用の支援、関係機関との連絡調整、権利擁護のための必要な援助等を総合的に行います。

#### ◎相談支援事業

事業	内容
障害者相談支援事業	障害福祉に関する問題について障害のある人やその家族からの相談に応じ、必要な情報提供や助言、その他の障害福祉サービスの利用支援など、支援を行います。また、障害者虐待の防止及び早期発見のための関係機関との連絡調整、その他障害のある人の権利擁護のために必要な援助を行います。
協議会 (地域自立支援協議会)	地域における障害のある人等を支えるネットワークの構築・強化の中核的役割を果たします。
基幹相談支援センター等機能強化事業	「基幹相談支援センター」や市の相談窓口の機能強化を図るため、専門職員を配置します。
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害の種別や各種ニーズに対応する①総合相談・専門相談、②権利擁護・虐待防止、③地域移行・地域定着の促進、④地域の相談支援体制の強化への取組み等を行います。

#### ■実績と実施見込み

相談支援事業		第5期計画実績			第6期計画見込		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者相談支援事業	実績	実施	実施	実施	実施	実施	実施
地域自立支援協議会	実績	設置	設置	設置	設置	設置	設置
基幹相談支援センター等機能強化事業	実績	実施	実施	実施	実施	実施	実施
基幹相談支援センター	実績	未設置	未設置	未設置	設置	設置	設置

#### ■市の考え方

相談支援体制を確保し、「結城市地域自立支援協議会」活動の充実を図るとともに、本市直営で基幹相談支援センター開設を2021(令和3)年度に設置します。

## (4) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害または精神障害があり、成年後見制度の利用に必要な費用を負担することが困難である者に対し、費用（成年後見制度の申し立てに要する経費〔登記手数料、鑑定費用等〕及び後見人等の報酬等）の全部または一部を補助する事業です。

### ■実績とサービス見込量(年間)

成年後見制度 利用支援事業		第5期計画実績			第6期計画見込		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実施状況	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	実績(人)	1	1	3	3	3	3

※実績・見込量は、年間当たりの数値。

### ■市の考え方

2016(平成28)年に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき、各種関係機関との体制整備と成年後見制度利用支援事業の活用を図るため庁内で協議の場を設け、さらなる権利擁護の促進に努めます。

## (5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を構築するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の研修や活動を支援します。

### ■実績と実施見込み

成年後見制度 法人後見支援事業		第5期計画実績			第6期計画見込		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実施状況	実績	実施	実施	実施	実施	実施	実施

### ■市の考え方

結城市社会福祉協議会への委託を想定し、県や近隣市町村の情報を収集しながら実施していきます。

## (6) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚などの障害や難病のため意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳者、要約筆記者の派遣等を行います。

### ■実績とサービス見込量(1か月あたり)

意思疎通支援事業		第5期計画実績			第6期計画見込		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数(人)	実績値	10	8	8	9	9	10

※令和2年度は見込値、実績・見込みは、1か月当たりの数値。

### ■市の考え方

「(一般社団法人) 茨城県聴覚障害者協会」に委託し利用申込者へ手話通訳者、要約筆記者を派遣しています。利用者が固定傾向にあるため、今後も広くサービス利用への周知を図ることにより、利用者の増加を見込みます。

## (7) 日常生活用具給付等事業

障害のある人の日常生活を容易にするため、日常生活用具、住宅改修費などの給付を行います。

項目	内容
介護訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなど障害のある人の身体介護を支援する用具、障害のある子どもが訓練に用いるいすなどを給付します。
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置など、障害のある人の入浴、食事、移動などの自立生活を支援するための用具を給付します。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計など、障害のある人の在宅療養などを支援するための用具を給付します。
情報・意思疎通支援用具	点字器や人口咽頭など、障害のある人の情報収集、情報伝達や意思疎通などを支援するための用具を給付します。
排せつ管理支援用具	ストマ用装具など、障害のある人の排せつ管理を支援する衛生用品を給付します。
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	障害のある人の居宅における円滑な生活動作などを図るため、小規模な住宅改修を行う際に費用の一部を助成します。

## ■実績とサービス見込量(年間)

日常生活用具給付等事業		第5期計画実績			第6期計画見込		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護訓練支援用具(件)	実績値	1	3	5	8	8	8
自立生活支援用具(件)	実績値	5	8	10	15	15	15
在宅療養等支援用具(件)	実績値	2	4	6	6	6	6
情報・意思疎通支援用具(件)	実績値	8	8	10	10	10	10
排せつ管理支援用具(件)	実績値	1,113	1,261	1,300	1,400	1,450	1,500
居宅生活動作補助用具(件)	実績値	0	1	2	6	6	6

※実績・見込量は、年間当たりの数値。

## ■市の考え方

「排せつ管理支援用具」は、給付実績が年々増加する傾向にあり今後も増加していくと見込みました。その他の用具については横ばい傾向にあります。このサービスを必要とする障害のある人が適切に利用できるよう、対象者への情報提供に努めます。

## (8) 手話奉仕員養成研修事業

意思疎通に障害のある人の支援のため、ボランティアや手話通訳者を養成する講習会を開催するものです。

## ■実績と実施見込み(年間)

手話奉仕員養成研修事業		第5期計画実績			第6期計画見込		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業(修了者数:人)	実績値	25	11	25	38	40	40

※実績・見込量は、年間当たりの数値。

## ■市の考え方

養成講習修了者実績は横ばい傾向ですが、熱心な受講者が見受けられることから、継続して事業を実施し、講習修了者の増加と奉仕員登録者の質の向上を図ります。

## (9) 移動支援事業

屋外での移動が困難な人を対象に、自立生活及び社会参加を促進するため必要な外出や余暇活動などへの外出を支援します。

## ■実績とサービス見込量(年間)

移動支援事業		第5期計画実績			第6期計画見込		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
委託事業所(件)	実績	13	13	14	14	14	14
実利用者数(人)	実績	9	10	10	11	11	11
延べ利用時間(時間)	実績	293	338	382	460	487	516

※実績・見込みは、年間当たりの数値。

## ■市の考え方

利用者実績は年度ごとに増減がありますが、今後も広くサービス利用のための周知を図って利用者の増加を見込み、委託事業所については、利用者の利便性を考慮し拡大を図ります。

### (10) 地域活動支援センター機能強化事業

障害のある人に、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行う「地域活動支援センター」機能を充実・強化します。

## ■実績とサービス見込量(年間)

地域活動支援センター事業		第5期計画実績			第6期計画見込		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
委託事業所数(か所)		5	4	3	4	4	4
実利用者数(人)		21	5	3	6	6	6
委託箇所(か所)	市内	1	0	0	0	0	0
	市外	4	4	3	4	4	4
実利用者数(人)	市内	16	0	0	0	0	0
	市外	6	5	3	6	6	6

※実績・見込量は、年間当たりの数値。

## ■市の考え方

2019(令和元)年度より、結城市地域活動支援センターが多機能型事業所(生活介護、就労継続支援B型)と変わったため市外の委託のみとなっています。

現在は利用者が固定されている傾向があるため、今後は、サービス内容について周知を図ることで利用者が増加すると見込みます。

## (11) 日常生活支援事業

### ◎日常生活支援事業

事業	内容
訪問入浴サービス	自宅で入浴することができない重度の身体障害のある人等に対して、自宅に移動入浴車を派遣し、「訪問入浴サービス」を提供します。
生活訓練等	精神障害のある人のデイケア事業で日常生活上必要な訓練や指導を行います。
日中一時支援	障害のある人の日中における活動の場を確保し家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な休息支援を行います。
巡回支援専門員整備	発達障害等に関する知識を有する専門員が、子どもやその親が集まる乳幼児健康診査会場等への巡回支援を実施し、障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援を行います。

### ■実績とサービス見込量(年間)

日常生活支援事業		第5期計画実績			第6期計画見込		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴サービス (実利用者数:人)	実績	3	3	3	4	4	4
生活訓練等 (実利用者数:人)	実績	7	8	5	5	5	5
日中一時支援 (実利用者数:人)	実績	49	33	35	36	37	38
巡回支援専門員 整備事業 (実施人数:人)	実績	88	67	83	92	92	92

※実績・見込量は、年間当たりの数値。

### ■市の考え方

各事業とも利用は増加傾向にあります。放課後等デイサービス事業所の増加により「日中一時支援」利用から放課後等デイサービス利用へ移行する児童が急増しています。今後も、サービス内容について周知し、利用及び参加の促進に努めます。

## (12) 社会参加促進事業

スポーツや芸術文化活動などを行うことで、障害のある人が社会参加活動を行うための環境の整備や必要な支援を行います。

### ◎社会参加促進事業

事業	内容
レクリエーション活動等支援	スポーツ・レクリエーション活動を通じて体力増強、交流、余暇活動となるよう、教室を開催します。
芸術文化活動振興	障害のある人の作品展への協力や、芸術活動の発表の場を設けるなどの芸術・文化活動の支援を行います。
点字・声の広報等発行	朗読奉仕員によるサービス、広報を録音した「声の広報」作成や各種資料の点訳を行います。
奉仕員養成研修	視覚障害のある人の意思疎通を支援し、社会参加を促進するため、「朗読奉仕員」を養成します。

### ■実績とサービス見込量(年間)

社会参加促進事業		第5期計画実績			第6期計画見込		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
スポーツ・レクリエーション開催事業 (延べ参加者数:人)	実績	520	600	33	580	585	589
芸術・文化講座開催事業 (参加者数:人)	実績	310	320	200	300	300	300
朗読奉仕員養成研修事業 (修了者数:人)	実績	27	43	25	28	29	30
朗読サービス、点字・声の広報等	実績	実施	実施	実施	実施	実施	実施

※実績・見込量は、年間当たりの数値。

### ■市の考え方

サービス内容について周知し、利用及び参加の促進を図ります。今後も継続して実施し、朗読奉仕員の養成に努めます。

## (13) その他の事業

日常生活上必要な訓練や指導、本人が行う活動を支援することで生活の質の向上を図り、社会復帰を促進します。

### ◎その他の事業

事業	内容
障害支援区分認定等事務	介護給付費等の支給に関する障害支援区分の審査判定業務として、認定調査及び医師意見書を基にするコンピュータの一次判定と審査委員による二次判定を実施します。
更生訓練費給付事業	就労移行支援事業または自立訓練を利用している人（一定の条件を満たした人）に「更生訓練費」を支給し、社会復帰を促進します。
自動車運転免許取得 自動車改造助成事業	身体障害のある人が就労及び社会参加に伴い自動車運転免許を取得する場合や、交通手段を確保するために自動車のハンドル、ブレーキ、アクセルなどを改造する必要がある場合に、その費用を補助します。

### ■実績とサービス見込量（年間）

その他の事業		第5期計画実績			第6期計画見込		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害支援区分認定等事務	実績	実施	実施	実施	実施	実施	実施
更生訓練費給付事業 (実利用者数:人)	実績	0	0	0	1	1	1
自動車運転免許取得・ 改造助成事業 (利用件数:件)	実績	0	0	0	2	2	2

※実績・見込量は、年間当たりの数値。

### ■市の考え方

サービス内容について周知し、利用と参加の促進を図ります。

## 6 地域生活支援促進事業

### (1) 障害者虐待防止対策支援事業

障害のある人への虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため、地域における関係機関、障害福祉、医療、司法に関連する職務に従事する者または関係団体、地域住民等の支援体制の強化や協力体制の整備を図ります。

#### ■実績と実施見込み

障害者虐待防止 対策支援事業		第5期計画実績			第6期計画見込		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実施状況	実績	実施	実施	実施	実施	実施	実施

#### ■市の考え方

障害のある人に対する虐待はその尊厳を侵害するものであり、障害者の自立と社会参加にとって障害者虐待の防止を図ることが極めて重要であるため、今後も事業を推進していきます。

### (2) 成年後見制度普及啓発事業

障害のある人の権利擁護を目的とする成年後見制度の利用を促進するため、研修会等を開催して制度についての普及啓発を行います。

#### ■実績と実施見込み

成年後見制度 普及啓発事業		第5期計画実績			第6期計画見込		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
実施状況	実績	実施	未実施	未実施	実施	未実施	未実施

#### ■市の考え方

障害のある人の権利擁護は極めて重要であることから、今後も継続して制度の普及啓発を推進します。

